

## 第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	41
第 1	食品衛生法関係	41
第 2	食品製造業等取締条例関係	41
第 3	営業許可の有効期限	41
第 2 節	監視指導業務	41
第 1	監視指導	41
第 2	収去	60
第 3	G L P	61
第 3 節	食品衛生管理者	62
第 4 節	輸入食品対策	63
第 1	輸入食品対策実施結果	63
第 2	輸入食品の放射能検査結果	64
第 3	輸入農産物の残留農薬検査結果	65
第 4	遺伝子組換え食品の検査結果について	73
第 5	平成 22 年度都、特別区及び八王子市による輸入食品監視結果まとめ	75
第 5 節	牛乳衛生	76
第 1	乳処理場の衛生	76
第 2	健康安全研究センターハサップ指導係	76
第 3	生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	77
第 6 節	農畜水産食品衛生	78
第 1	と畜場及び食肉衛生検査所	78
第 2	市場衛生検査所	78
第 3	ふぐ	78
第 4	食鳥検査	83
第 7 節	食品汚染対策	84
第 1	魚介類等の水銀汚染調査結果	84
第 2	食品等の P C B 汚染調査結果	89
第 3	魚介類のピストリプチルスズオキシド ( T B T O ) 等汚染調査結果	93
第 4	東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	96
第 5	流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	102
第 6	汚染米調査	108
第 8 節	J A S 法及び健康増進法に基づく食品表示対策	109
第 1	J A S 法に基づく表示の適正化	109
第 2	D N A 鑑定等による食品の科学的検証	110
第 3	遺伝子組換え食品の表示検証	112
第 4	健康増進法に基づく表示の適正化	114

第9節	食品衛生自主管理認証制度	115
第1	制度の概要	115
第2	平成22年度の主な取組	115
第10節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度	116
第1	制度の概要	116
第2	平成22年度の自主回収情報の公表	116
第11節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	117
第1	食肉の生食による食中毒防止のための普及啓発	117
第2	食の安全に関する相談	118
第3	衛生展、街頭相談等の開催	118
第4	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	119
第5	食品衛生講習会	119
第6	食の安全都民フォーラム	120
第7	インターネットによる情報提供	121
第8	広報活動	121
第12節	その他の事業	122
第1	シアン化合物含有豆類の処理状況	122
第2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	123

## 第2章 食品衛生関係事業

### 第1節 許可事務

#### 第1 食品衛生法関係

##### 1 許可を要するもの

食品衛生法(以下「法」という。)第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されている。

多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則(以下「委任規則」という。)により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、卸売市場(花き市場を除く。)内については知事の許可権限となっている。

##### 2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

#### 第2 食品製造業等取締条例関係

##### 1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例

に関する条例(以下「特例条例」という。)により特別区、八王子市及び町田市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では、知事に許可の権限がある。

##### 2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類(生きているものを除く。)及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類又はそう菜類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の3で卵選別包装業者、第5条の4で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では知事に権限がある。

#### 第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区別している。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

### 第2節 監視指導業務

#### 第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。平成22年度の監視対象となった食品衛生営業施設及び監視指導件数は表2-2-1、2-2-2のとおりである。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その1)

	総計	第(1)条に規定する営業施設	飲食店営業								
			小計	ホテル・旅館	キャバレー・パブ	飲食店一般	民生食堂	すし屋	そば屋	仕出し屋	
21年度	全都	505,661	304,212	189,143	1,963	8,541	137,335	45	5,712	6,214	1,782
	都	113,352	55,770	30,533	776	598	20,818	-	911	1,065	394
	区	376,213	239,573	153,725	1,130	7,777	113,285	45	4,650	5,012	1,335
	市	16,096	8,869	4,885	57	166	3,232	-	151	137	53
22年度	全都	497,711	301,019	188,468	1,938	8,852	136,683	42	5,465	6,072	1,752
	都	112,583	54,789	30,181	767	638	20,593	-	873	1,030	378
	区	368,965	237,254	153,348	1,115	8,039	112,862	42	4,442	4,913	1,322
	市	16,163	8,976	4,939	56	175	3,228	-	150	129	52
千代田区	17,091	13,277	7,545	51	158	5,803	-	224	348	14	
中央区	22,517	16,424	10,971	64	1,866	7,290	1	471	296	33	
港区	29,763	23,104	15,311	63	1,429	11,501	1	421	368	80	
新宿区	27,189	19,609	14,361	165	1,703	11,087	-	268	265	62	
文京区	8,739	5,560	3,541	42	77	2,705	2	100	149	38	
台東区	15,082	10,097	7,375	198	269	5,217	5	229	270	44	
墨田区	12,699	6,629	4,491	31	434	2,940	10	131	169	46	
江東区	16,055	10,187	5,556	22	25	4,140	4	151	188	73	
品川区	14,959	10,011	6,061	57	166	4,471	5	223	210	62	
目黒区	8,176	5,422	3,613	9	63	2,749	-	113	105	45	
大田区	23,124	13,565	7,967	59	158	5,610	1	222	272	99	
世田谷区	24,451	12,328	7,742	6	43	5,869	2	235	250	110	
渋谷区	17,345	12,834	8,810	101	538	6,954	-	171	196	50	
中野区	10,120	6,003	4,007	5	84	3,106	3	148	143	29	
杉並区	14,174	8,083	5,340	11	66	4,054	-	142	177	59	
豊島区	14,487	9,784	6,725	106	345	5,099	2	172	209	54	
北区	11,716	6,424	4,167	14	81	3,133	-	127	133	44	
荒川区	7,182	3,938	2,514	14	10	1,792	4	86	112	34	
板橋区	13,756	8,460	5,046	5	31	3,724	2	129	195	81	
練馬区	13,337	8,082	4,745	5	83	3,418	-	186	194	87	
足立区	17,061	10,485	6,462	40	11	4,599	-	186	268	76	
葛飾区	14,117	7,316	4,767	12	115	3,237	-	130	213	57	
江戸川区	15,825	9,632	6,231	35	284	4,364	-	177	183	45	
八王子市	16,163	8,976	4,939	56	175	3,228	-	150	129	52	
西多摩	13,618	7,478	4,258	128	77	2,838	-	116	127	52	
南多摩	8,230	4,689	2,405	11	26	1,598	-	64	86	38	
町田	12,408	5,102	2,855	22	93	1,988	-	72	89	31	
多摩立川	21,706	10,683	6,233	65	183	4,375	-	159	204	75	
多摩府中	30,571	14,899	8,393	42	202	5,937	-	266	310	116	
多摩小平	19,307	8,526	4,706	18	53	3,238	-	167	197	63	
大島	2,133	1,033	641	284	-	243	-	14	7	-	
三宅	491	211	130	56	-	50	-	1	1	1	
八丈	1,043	515	320	85	4	193	-	2	5	2	
小笠原	313	176	121	53	-	47	-	3	-	-	
市場	2,763	1,477	119	3	-	86	-	9	4	-	

(平成23年3月末現在)

	飲食店営業										
	弁当屋	そう菜店	スエコ トン ア 等スニ	移 動	臨 時	集許 団可 給あ 食る	自 動 車	自動販売機	天ぷら船	屋 形 船	
21年度	全都	7,226	8,206	42	371	2,911	6,418	1,552	589	51	185
	都	1,518	1,555	6	58	779	1,627	395	33	-	-
	区	5,489	6,476	36	307	1,767	4,518	1,111	551	51	185
	市	219	175	-	6	365	273	46	5	-	-
22年度	全都	7,205	8,111	47	313	2,873	6,430	1,741	710	49	185
	都	1,506	1,518	13	55	709	1,633	424	44	-	-
	区	5,480	6,404	32	255	1,772	4,519	1,259	658	49	185
	市	219	189	2	3	392	278	58	8	-	-
千代田区	255	270	-	2	36	307	25	52	-	-	
中央区	281	210	2	3	94	243	50	46	4	17	
港区	255	486	-	5	69	382	58	161	7	25	
新宿区	143	204	-	10	73	239	70	71	1	-	
文京区	158	78	1	8	4	133	5	41	-	-	
台東区	223	209	3	21	525	83	41	10	6	22	
墨田区	186	195	1	10	214	82	20	7	-	15	
江東区	280	223	-	14	28	261	79	28	7	33	
品川区	159	330	-	8	1	209	52	76	9	23	
目黒区	115	231	-	5	22	117	33	6	-	-	
大田区	427	418	2	12	251	319	69	35	4	9	
世田谷区	356	364	4	4	47	355	83	14	-	-	
渋谷区	226	170	-	24	69	164	98	49	-	-	
中野区	131	144	-	9	49	112	30	14	-	-	
杉並区	240	284	4	8	53	207	27	8	-	-	
豊島区	267	241	2	2	7	152	55	12	-	-	
北区	201	242	1	10	6	141	32	2	-	-	
荒川区	132	248	-	10	-	56	14	1	-	1	
板橋区	265	259	6	13	56	205	72	3	-	-	
練馬区	254	204	-	19	37	208	39	11	-	-	
足立区	349	627	-	17	8	186	86	3	1	5	
葛飾区	263	500	-	10	68	121	34	5	2	-	
江戸川区	314	267	6	31	55	237	187	3	8	35	
八王子市	219	189	2	3	392	278	58	8	-	-	
西多摩	153	203	2	12	331	183	34	2	-	-	
南多摩	153	133	1	2	53	207	31	2	-	-	
町田	160	125	-	2	17	157	94	5	-	-	
多摩立川	324	327	1	13	114	280	105	8	-	-	
多摩府中	361	395	6	17	134	507	81	19	-	-	
多摩小平	308	274	3	4	40	261	75	5	-	-	
大島	29	36	-	3	12	12	1	-	-	-	
三宅	-	9	-	-	7	4	1	-	-	-	
八丈	11	10	-	-	1	5	2	-	-	-	
小笠原	5	5	-	2	-	6	-	-	-	-	
市 場	2	1	-	-	-	11	-	3	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

食品衛生関係施設数（その2）

	喫茶店営業				菓子製造業							
	小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生菓子	菓子の製造業の	移動	臨時	自動車	
21年度	全都	32,099	2,010	30,001	88	15,382	3,667	5,389	5,399	29	572	326
	都	5,630	397	5,199	34	3,617	871	1,179	1,289	4	169	105
	区	25,468	1,566	23,852	50	11,165	2,656	4,052	3,912	24	319	202
	市	1,001	47	950	4	600	140	158	198	1	84	19
22年度	全都	30,393	2,051	28,248	94	16,123	3,773	5,448	5,993	30	548	331
	都	5,350	395	4,923	32	3,687	876	1,179	1,373	4	152	103
	区	24,039	1,607	22,374	58	11,783	2,755	4,101	4,379	26	316	206
	市	1,004	49	951	4	653	142	168	241	-	80	22
千代田区	2,985	216	2,768	1	371	125	115	125	-	5	1	
中央区	2,535	197	2,336	2	548	131	290	112	-	10	5	
港区	3,583	126	3,454	3	779	237	282	245	1	12	2	
新宿区	1,734	107	1,622	5	612	128	186	252	-	38	8	
文京区	481	29	451	1	301	71	112	114	1	2	1	
台東区	592	87	504	1	595	68	183	211	3	119	11	
墨田区	392	40	351	1	343	54	127	156	-	4	2	
江東区	1,589	70	1,518	1	486	123	160	186	-	5	12	
品川区	1,529	-	1,528	1	389	112	97	174	-	1	5	
目黒区	356	53	295	8	351	78	138	130	-	-	5	
大田区	1,273	57	1,212	4	733	191	270	185	2	69	16	
世田谷区	671	82	580	9	1,028	232	375	396	2	10	13	
渋谷区	1,396	140	1,254	2	661	155	240	239	-	15	12	
中野区	400	34	364	2	317	58	115	134	2	3	5	
杉並区	450	53	394	3	507	129	163	207	-	3	5	
豊島区	712	95	617	-	472	124	179	151	1	1	16	
北区	412	16	396	-	334	82	128	108	1	2	13	
荒川区	220	12	208	-	240	61	69	104	2	-	4	
板橋区	739	34	704	1	508	112	184	191	1	1	19	
練馬区	537	67	467	3	618	144	188	263	6	7	10	
足立区	626	27	594	5	633	133	198	283	2	-	17	
葛飾区	334	32	301	1	446	98	149	186	2	6	5	
江戸川区	493	33	456	4	511	109	153	227	-	3	19	
八王子市	1,004	49	951	4	653	142	168	241	-	80	22	
西多摩	765	44	719	2	522	101	181	178	1	55	6	
南多摩	603	38	562	3	344	91	91	127	-	25	10	
町田	375	34	332	9	384	110	93	154	-	5	22	
多摩立川	1,070	87	981	2	691	154	225	266	-	14	32	
多摩府中	1,651	128	1,513	10	969	219	332	360	3	35	20	
多摩小平	731	49	676	6	667	174	228	238	-	15	12	
大島	7	7	-	-	61	10	22	27	-	1	1	
三宅	1	1	-	-	16	2	1	11	-	2	-	
八丈	4	4	-	-	21	10	6	5	-	-	-	
小笠原	2	2	-	-	12	5	-	7	-	-	-	
市場	141	1	140	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成23年3月末現在)

	あん類製造業	製クア リ 造 ー イ ム 業 類 ス	乳 処 理 業	製 特 別 乳 造 さ く 業 取	乳 製 品 製 造 業	集 乳 業	乳類販売業					
							小 計	専 業	ス シ ョ ウ ー ケ リ	自 動 販 売 機	移 動 販 売 車	
21 年 度	全部	49	2,334	11	-	154	-	31,538	1,079	18,473	11,887	99
	都	6	462	9	-	41	-	7,142	289	4,199	2,622	32
	区	41	1,803	2	-	108	-	23,192	751	13,657	8,722	62
	市	2	69	-	-	5	-	1,204	39	617	543	5
22 年 度	全部	47	2,070	11	-	158	-	30,589	1,039	17,989	11,452	109
	都	6	424	9	-	42	-	6,930	280	4,083	2,535	32
	区	39	1,577	2	-	111	-	22,465	723	13,305	8,365	72
	市	2	69	-	-	5	-	1,194	36	601	552	5
千代田区	-	101	-	-	2	-	1,550	11	663	874	2	
中央区	2	92	-	-	14	-	1,063	8	508	547	-	
港区	1	160	-	-	9	-	1,871	11	811	1,049	-	
新宿区	3	97	-	-	12	-	1,471	29	796	646	-	
文京区	1	48	-	-	-	-	663	16	382	265	-	
台東区	-	73	-	-	2	-	655	17	439	199	-	
墨田区	1	45	-	-	3	-	593	30	362	198	-	
江東区	6	94	-	-	4	-	1,204	35	578	591	-	
品川区	1	55	-	-	3	-	1,042	19	543	478	2	
目黒区	1	41	-	-	3	-	513	22	321	170	-	
大田区	3	91	-	-	11	-	1,632	71	927	627	7	
世田谷区	2	68	1	-	16	-	1,279	72	886	313	8	
渋谷区	1	111	-	-	2	-	975	12	526	436	1	
中野区	1	34	-	-	2	-	539	26	374	198	1	
杉並区	1	42	-	-	2	-	776	36	582	158	-	
豊島区	1	74	-	-	7	-	843	19	531	293	-	
北区	1	38	-	-	6	-	681	23	461	196	1	
荒川区	2	23	-	-	1	-	391	21	271	99	-	
板橋区	5	52	-	-	2	-	974	49	644	280	1	
練馬区	-	52	-	-	1	-	900	25	693	177	5	
足立区	2	67	-	-	3	-	1,134	77	792	242	23	
葛飾区	3	53	1	-	3	-	741	45	496	184	16	
江戸川区	1	66	-	-	3	-	975	49	719	205	2	
八王子市	2	69	-	-	5	-	1,194	36	601	552	5	
西多摩	1	61	1	-	8	-	907	50	516	336	5	
南多摩	-	45	1	-	3	-	707	25	376	304	2	
町田	1	39	1	-	3	-	762	26	462	259	15	
多摩立川	-	80	2	-	14	-	1,264	54	733	477	-	
多摩府中	2	137	2	-	7	-	1,921	56	1,085	780	-	
多摩小平	2	48	-	-	3	-	1,144	55	725	354	10	
大島	-	9	1	-	2	-	98	4	93	1	-	
三宅	-	-	-	-	-	-	18	1	17	-	-	
八丈	-	5	1	-	2	-	38	-	37	1	-	
小笠原	-	-	-	-	-	-	9	-	9	-	-	
市場	-	-	-	-	-	-	62	9	30	23	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

食品衛生関係施設数（その3）

	食肉処理業	食肉販売業					製食肉造製業品	魚介類販売業				せ魚り介売業類	
		小計	一般	包装	販自売機動	販移売車動		小計	一般	包装	販移売車動		
21年度	全都	909	13,528	4,287	9,216	-	25	189	14,291	5,307	8,797	187	34
	都	161	2,975	988	1,973	-	14	50	3,974	2,052	1,872	50	29
	区	734	10,098	3,165	6,923	-	10	134	9,847	3,082	6,631	134	4
	市	14	455	134	320	-	1	5	470	173	294	3	1
22年度	全都	896	13,398	4,207	9,167	-	24	189	14,091	5,198	8,715	178	34
	都	162	2,908	950	1,945	-	13	50	3,893	2,005	1,842	46	29
	区	722	10,026	3,120	6,896	-	10	134	9,722	3,016	6,578	128	4
	市	12	464	137	326	-	1	5	476	177	295	4	1
千代田区	8	306	28	278	-	-	5	305	34	271	-	-	
中央区	17	450	128	322	-	-	6	476	187	284	5	-	
港区	28	570	118	452	-	-	7	550	99	448	3	-	
新宿区	42	581	150	430	-	1	3	543	122	419	2	-	
文京区	16	220	61	159	-	-	3	223	62	158	3	-	
台東区	28	325	117	208	-	-	11	308	107	198	3	-	
墨田区	21	324	120	202	-	2	3	303	98	198	7	-	
江東区	50	492	147	345	-	-	7	515	176	327	12	-	
品川区	45	392	112	280	-	-	4	368	98	267	3	-	
目黒区	13	243	81	162	-	-	2	220	59	161	-	-	
大田区	59	710	221	489	-	-	12	762	281	467	14	4	
世田谷区	23	677	237	438	-	2	9	661	232	419	10	-	
渋谷区	17	384	92	292	-	-	4	378	96	279	3	-	
中野区	25	299	108	190	-	1	9	287	96	187	4	-	
杉並区	17	447	157	290	-	-	7	405	131	273	1	-	
豊島区	27	413	109	304	-	-	12	384	105	279	-	-	
北区	24	336	111	225	-	-	1	310	97	206	7	-	
荒川区	37	213	100	113	-	-	3	194	84	106	4	-	
板橋区	42	483	151	332	-	-	6	464	137	321	6	-	
練馬区	41	530	177	349	-	4	9	513	176	333	4	-	
足立区	76	656	245	411	-	-	5	604	208	374	22	-	
葛飾区	30	408	164	244	-	-	-	387	148	234	5	-	
江戸川区	36	567	186	381	-	-	6	562	183	369	10	-	
八王子市	12	464	137	326	-	1	5	476	177	295	4	1	
西多摩	15	374	124	243	-	7	10	355	118	227	10	-	
南多摩	3	255	82	173	-	-	3	259	88	168	3	-	
町田	13	306	83	219	-	4	5	301	94	204	3	-	
多摩立川	46	547	166	381	-	-	10	537	165	364	8	-	
多摩府中	24	773	236	537	-	-	13	773	238	521	14	-	
多摩小平	17	530	178	350	-	2	7	514	172	334	8	1	
大島	3	51	45	6	-	-	2	62	56	6	-	6	
三宅	-	14	13	1	-	-	-	15	14	1	-	1	
八丈	1	30	17	13	-	-	-	34	22	12	-	2	
小笠原	-	8	2	6	-	-	-	10	6	4	-	2	
市場	40	20	4	16	-	-	-	1,033	1,032	1	-	17	



(平成23年3月末現在)

	製魚 品肉 製造 業ね 業り	食品の冷凍・冷蔵業			照食 品の 放射 線 業	製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	水雷製造業				水 雷 販 売 業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	製水 造 業雷	製自 動角 造機 米	販自 売 機動		
21 年度	全都	188	395	194	201	-	91	7	64	34	20	10	219
	都	49	113	64	49	-	31	4	34	17	15	2	38
	区	131	265	121	144	-	55	3	29	16	5	8	176
	市	8	17	9	8	-	5	-	1	1	-	-	5
22 年度	全都	187	402	202	200	-	91	7	60	34	19	7	208
	都	49	113	64	49	-	31	4	31	17	14	0	36
	区	131	273	130	143	-	54	3	28	16	5	7	167
	市	7	16	8	8	-	6	-	1	1	-	-	5
千代田区	4	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
中央区	13	23	4	19	-	2	-	1	-	-	-	1	7
港区	3	18	8	10	-	4	-	8	2	-	-	6	10
新宿区	4	4	4	-	-	2	-	6	4	2	-	-	3
文京区	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
台東区	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	16
墨田区	5	2	1	1	-	2	-	1	1	-	-	-	6
江東区	5	12	7	5	-	5	-	1	1	-	-	-	14
品川区	9	10	4	6	-	3	-	2	2	-	-	-	9
目黒区	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
大田区	5	120	35	85	-	3	-	2	2	-	-	-	15
世田谷区	5	4	4	-	-	2	1	3	1	2	-	-	9
渋谷区	6	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
中野区	3	5	5	-	-	2	1	-	-	-	-	-	1
杉並区	3	2	1	1	-	2	-	1	-	1	-	-	2
豊島区	7	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
北区	7	4	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	10
荒川区	7	11	8	3	-	-	-	1	1	-	-	-	4
板橋区	4	18	16	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8
練馬区	4	12	10	2	-	3	-	-	-	-	-	-	3
足立区	10	4	1	3	-	2	-	1	1	-	-	-	9
葛飾区	14	3	3	-	-	7	1	-	-	-	-	-	8
江戸川区	6	17	11	6	-	6	-	1	1	-	-	-	6
八王子市	7	16	8	8	-	6	-	1	1	-	-	-	5
西多摩	-	18	15	3	-	4	-	-	-	-	-	-	4
南多摩	2	9	7	2	-	3	1	-	-	-	-	-	1
町田	1	4	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	2
多摩立川	6	22	15	7	-	4	2	-	-	-	-	-	4
多摩府中	8	17	10	7	-	6	1	1	-	1	-	-	7
多摩小平	8	10	6	4	-	5	-	-	-	-	-	-	5
大島	15	9	4	5	-	1	-	15	5	10	-	-	2
三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	-	2
八丈	2	5	2	3	-	4	-	5	2	3	-	-	2
小笠原	2	2	-	2	-	1	-	2	2	-	-	-	-
市場	5	16	3	13	-	-	-	7	7	-	-	-	7

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

食品衛生関係施設数（その4）

	食用油脂製造業			マーガリン ショートニ グ製造業	みそ製 造業	しょう油製 造業	ソース類製 造業	酒類製 造業	豆腐製 造業	納豆製 造業	めん類製 造業	
	小計	動物性 油脂	植物性 油脂									
21年度	全都	47	28	19	4	35	8	60	35	1,058	17	734
	都	15	7	8	1	19	4	19	23	260	6	185
	区	30	20	10	3	16	4	39	10	766	8	511
	市	2	1	1	-	-	-	2	2	32	3	38
22年度	全都	47	27	20	3	33	9	58	38	979	15	726
	都	15	7	8	-	19	5	15	22	243	5	187
	区	30	19	11	3	14	4	41	13	705	7	502
	市	2	1	1	-	-	-	2	3	31	3	37
千代田区	-	-	-	-	2	-	-	-	9	1	15	
中央区	-	-	-	-	-	-	3	-	19	-	21	
港区	-	-	-	-	-	-	5	-	19	-	16	
新宿区	2	1	1	1	-	-	2	5	22	-	14	
文京区	-	-	-	-	1	-	-	-	20	-	12	
台東区	1	-	1	-	2	-	2	-	29	-	32	
墨田区	12	12	-	-	-	-	1	2	22	2	22	
江東区	1	-	1	-	-	-	2	-	30	-	28	
品川区	-	-	-	-	1	-	3	3	24	-	23	
目黒区	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	10	
大田区	1	-	1	-	-	-	5	-	41	-	36	
世田谷区	-	-	-	-	2	1	4	-	51	1	25	
渋谷区	-	-	-	-	-	-	1	-	16	-	18	
中野区	-	-	-	-	1	1	-	-	31	-	8	
杉並区	-	-	-	-	1	1	3	1	30	1	15	
豊島区	-	-	-	-	-	1	-	-	36	-	29	
北区	1	-	1	-	-	-	1	1	37	1	23	
荒川区	3	3	-	-	-	-	1	1	26	-	14	
板橋区	2	1	1	-	-	-	1	-	31	-	28	
練馬区	1	-	1	-	1	-	2	-	45	-	21	
足立区	2	1	1	-	1	-	2	-	66	1	38	
葛飾区	2	1	1	1	2	-	2	-	41	-	27	
江戸川区	2	-	2	1	-	-	1	-	43	-	27	
八王子市	2	1	1	-	-	-	2	3	31	3	37	
西多摩	3	3	-	-	7	1	4	6	34	1	44	
南多摩	-	-	-	-	1	-	-	-	14	-	9	
町田	2	1	1	-	2	1	-	-	23	-	7	
多摩立川	1	1	-	-	2	-	2	1	43	1	48	
多摩府中	3	2	1	-	4	-	7	3	57	1	45	
多摩小平	-	-	-	-	2	-	2	1	62	1	31	
大島	6	-	6	-	-	-	-	3	5	1	2	
三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	
八丈	-	-	-	-	1	3	-	6	2	-	1	
小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
市 場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成23年3月末現在)

	製そ う 造 業 い	食 品 製 造 業	か ん 詰 又 は	製 添 造 加 業 物	取 締 条 例 に 規 定 す る 営 業 ( <small>2</small> 総 数)	行商							
						小 計	菓 子	豆 腐 及 び そ の 加 工 品	弁 当 類	ゆ で め ん 類	そ う 菜 類	ク ア リ ー ム 類	そ の 介 類 工 及 び
21 年 度	全 都 区 市	1,408	43	138	39,234	1,593	218	198	837	1	252	21	66
	都	310	13	17	9,079	281	56	36	113	1	61	2	12
	区	1,062	27	117	28,785	1,273	155	155	709	-	183	19	52
	市	36	3	4	1,370	39	7	7	15	-	8	-	2
22 年 度	全 都 区 市	1,504	44	141	39,195	1,482	205	187	710	-	287	26	67
	都	309	14	20	9,132	393	57	55	169	-	103	2	7
	区	1,163	27	117	28,679	1,040	147	122	515	-	174	23	59
	市	32	3	4	1,384	49	1	10	26	-	10	1	1
千代田区	55	-	6	1,626	-	-	-	-	-	-	-	-	
中央区	140	3	18	1,573	45	3	11	13	-	18	-	-	
港区	145	3	4	1,881	53	-	1	51	-	-	-	1	
新宿区	85	-	-	1,437	-	-	-	-	-	-	-	-	
文京区	17	-	3	796	61	9	2	34	-	5	10	1	
台東区	36	2	8	994	38	4	2	18	-	8	4	2	
墨田区	24	-	9	851	46	4	13	10	-	17	1	1	
江東区	77	3	6	1,560	148	1	7	112	-	24	2	2	
品川区	33	-	2	1,068	27	-	-	22	-	1	2	2	
目黒区	28	-	6	665	28	1	10	6	-	10	-	1	
大田区	68	5	7	2,005	56	1	7	33	-	8	1	6	
世田谷区	36	2	5	1,864	86	16	25	11	-	24	1	9	
渋谷区	45	-	2	1,144	99	1	-	88	-	9	-	1	
中野区	25	2	3	692	15	5	1	9	-	-	-	-	
杉並区	25	1	1	1,095	50	2	11	30	-	6	-	1	
豊島区	29	-	1	1,146	128	58	10	39	-	16	-	5	
北区	22	-	5	873	7	2	-	2	-	3	-	-	
荒川区	31	1	-	521	11	5	-	5	-	1	-	-	
板橋区	38	2	7	1,340	35	3	5	19	-	-	1	7	
練馬区	41	-	3	1,282	11	5	3	-	-	3	-	-	
足立区	73	1	7	1,726	41	2	10	7	-	18	1	3	
葛飾区	27	2	6	1,095	38	25	4	6	-	3	-	-	
江戸川区	63	-	8	1,445	17	-	-	-	-	-	-	17	
八王子市	32	3	4	1,384	49	1	10	26	-	10	1	1	
西多摩	64	2	9	1,381	53	19	12	4	-	18	-	-	
南多摩	20	1	-	732	4	1	-	3	-	-	-	-	
町田	11	-	2	826	-	-	-	-	-	-	-	-	
多摩立川	48	3	2	1,547	146	13	24	59	-	49	1	-	
多摩府中	67	4	3	2,309	75	7	-	57	-	7	-	4	
多摩小平	25	3	1	1,560	78	8	18	25	-	26	1	-	
大島	28	-	3	214	20	2	-	17	-	1	-	-	
三宅	8	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	
八丈	26	-	-	123	9	4	-	-	-	2	-	3	
小笠原	2	1	-	31	2	1	1	-	-	-	-	-	
市場	10	-	-	370	6	2	-	4	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

行商については平成22年12月末現在の施設数。

第2章 食品衛生関係事業

食品衛生関係施設数（その5）

	製つ 造け 業物	等製 製菓 造材 業料	製粉 末造 食品	等そ う製 製菓 造業 品	製調 味造 料業 等	加魚 工介 業類	食料品等販売業					液 卵製 造業	卵 選別 包装 業	
							小 計	一 般	包 装	販自 売 機動	販移 売 車動			
21 年度	全部	496	122	204	230	439	450	28,911	22,902	3,464	1,864	681	16	142
	都	140	50	62	67	95	120	6,379	5,132	825	308	114	7	77
	区	338	65	122	154	320	326	21,569	17,082	2,459	1,472	556	9	64
	市	18	7	20	9	24	4	963	688	180	84	11	-	1
22 年度	全部	496	135	198	228	482	454	28,705	21,629	4,457	1,893	726	15	141
	都	140	56	61	66	104	124	6,263	4,776	1,073	292	122	6	75
	区	334	72	120	153	354	327	21,484	16,191	3,183	1,517	593	9	65
	市	22	7	17	9	24	3	958	662	201	84	11	-	1
千代田区	1	-	1	-	11	-	1,515	1,147	159	194	15	1	6	
中央区	7	2	3	7	12	111	1,264	1,007	98	108	51	-	2	
港区	16	5	2	4	41	13	1,569	1,151	208	186	24	-	2	
新宿区	15	2	2	8	18	4	1,238	1,026	99	100	13	2	3	
文京区	2	1	-	4	9	5	587	415	115	50	7	-	-	
台東区	18	2	7	10	21	9	793	330	425	14	24	-	6	
墨田区	17	2	5	7	20	9	595	499	60	15	21	-	-	
江東区	16	5	5	5	15	33	1,047	752	100	147	48	1	4	
品川区	7	2	5	9	7	7	803	605	64	92	42	-	2	
目黒区	4	2	7	2	13	2	468	342	93	21	12	1	-	
大田区	17	6	7	14	16	13	1,572	1,183	141	199	49	-	1	
世田谷区	28	3	2	9	23	6	1,304	1,122	111	51	20	1	7	
渋谷区	1	3	2	2	14	3	900	768	11	95	26	-	1	
中野区	8	2	3	5	6	3	524	474	2	31	17	-	1	
杉並区	5	5	6	3	7	6	767	628	95	32	12	-	2	
豊島区	9	1	3	9	16	7	841	614	171	43	13	-	4	
北区	5	3	13	2	17	13	647	524	85	24	14	-	1	
荒川区	23	3	4	8	10	3	346	248	80	8	10	-	-	
板橋区	19	4	10	6	14	7	901	591	259	40	11	-	3	
練馬区	26	2	4	8	9	17	843	709	107	16	11	-	11	
足立区	49	4	13	11	19	8	1,224	818	320	27	59	2	3	
葛飾区	23	10	7	6	19	15	740	410	271	13	46	1	3	
江戸川区	18	3	9	14	17	33	996	828	109	11	48	-	3	
八王子市	22	7	17	9	24	3	958	662	201	84	11	-	1	
西多摩	65	18	17	24	16	13	896	704	112	47	33	2	32	
南多摩	12	4	2	3	4	1	516	368	109	31	8	-	5	
町田	12	1	4	6	8	2	589	392	155	21	21	-	3	
多摩立川	16	3	6	8	8	6	1,068	768	243	42	15	3	5	
多摩府中	18	13	7	11	41	16	1,643	1,312	215	94	22	1	10	
多摩小平	12	9	12	12	11	10	1,022	734	219	46	23	-	2	
大島	2	3	2	-	6	29	117	114	3	-	-	-	9	
三宅	-	-	2	-	1	6	24	23	1	-	-	-	2	
八丈	1	-	9	1	7	10	58	53	5	-	-	-	3	
小笠原	1	5	-	1	2	2	12	7	5	-	-	-	-	
市 場	1	-	-	-	-	29	318	301	6	11	-	-	4	

(平成23年3月末現在)

	集団給食						ふぐの取扱規制条例			(4)食品衛生法施行 細則第16条に規定 する営業 (総数)	許可を要しない食品製造業				
	小 計	学 校 ・ 幼 稚 園	病 院 ・ 診 療 所	工 場 ・ 事 業 所	そ の 他	ふ ぐ の 取 扱 所	ふ 加 工 製 所	精 製 粉 ・ 麦 ・ 精 米 ・ 業	つ け 物 製 造 業		その他の 食品製造業				
											一 食	般 食	乳 食	肉 品	
21 年 度	全 都	6,631	1,848	422	356	4,005	4,429	2,186	155,600	6,208	3,443	1,384	1,285	96	
	都	1,801	370	123	76	1,232	499	550	47,454	1,276	523	531	214	8	
	区	4,545	1,394	269	280	2,602	3,864	1,540	102,451	4,758	2,809	821	1,040	88	
	市	285	84	30	-	171	66	96	5,695	174	111	32	31	-	
22 年 度	全 都	6,859	1,842	418	345	4,254	4,428	2,231	150,836	6,232	3,440	1,395	1,301	96	
	都	1,844	369	126	74	1,275	507	576	47,577	1,296	524	542	222	8	
	区	4,721	1,388	262	270	2,801	3,857	1,556	97,619	4,764	2,805	824	1,047	88	
	市	294	85	30	1	178	64	99	5,640	172	111	29	32	-	
千代田区	91	13	12	29	37	275	30	1,883	47	15	3	28	1		
中央区	120	21	2	44	53	752	70	3,698	104	45	15	26	18		
港区	176	34	16	46	80	577	50	4,151	70	48	-	22	-		
新宿区	145	46	9	13	77	399	142	5,602	115	91	7	17	-		
文京区	127	44	9	2	72	91	30	2,262	161	117	16	28	-		
台東区	90	29	1	7	53	223	37	3,731	125	95	18	12	-		
墨田区	150	44	10	6	90	108	70	5,041	112	93	3	5	11		
江東区	281	75	5	15	186	126	77	4,105	110	64	9	32	5		
品川区	199	67	8	18	106	110	36	3,734	281	144	104	31	2		
目黒区	138	32	5	7	94	74	25	1,990	305	116	125	53	11		
大田区	303	91	15	11	186	102	98	7,354	461	287	22	120	32		
世田谷区	395	89	17	4	285	128	136	9,995	445	223	106	116	-		
渋谷区	119	32	7	10	70	186	44	3,137	287	69	4	213	1		
中野区	125	48	8	2	67	69	48	3,308	162	151	8	2	1		
杉並区	244	75	5	7	157	73	76	4,847	304	149	110	44	1		
豊島区	128	43	8	12	65	117	53	3,387	196	132	5	57	2		
北区	165	56	10	4	95	47	38	4,334	386	206	154	26	-		
荒川区	113	35	8	4	66	50	53	2,620	138	94	24	20	-		
板橋区	341	87	32	6	216	55	68	3,833	41	7	14	20	-		
練馬区	351	107	16	6	222	60	98	3,815	109	56	33	20	-		
足立区	352	118	31	14	189	90	96	4,664	248	195	4	49	-		
葛飾区	233	82	11	-	140	61	54	5,591	253	191	24	38	-		
江戸川区	335	120	17	3	195	84	127	4,537	304	217	16	68	3		
八王子市	294	85	30	1	178	64	99	5,640	172	111	29	32	-		
西多摩	245	29	27	3	186	36	49	4,674	288	50	170	66	2		
南多摩	181	36	13	9	123	27	53	2,729	73	62	7	4	-		
町田	201	52	15	8	126	29	54	6,397	113	82	13	18	-		
多摩立川	278	49	20	18	191	73	114	9,289	86	22	27	33	4		
多摩府中	474	90	25	14	345	101	98	13,164	369	191	121	55	2		
多摩小平	392	100	24	5	263	48	69	9,104	243	102	101	40	-		
大島	26	8	-	1	17	1	5	880	101	11	90	-	-		
三宅	4	3	-	1	-	-	-	241	10	1	7	2	-		
八丈	25	2	1	3	19	1	2	402	13	3	6	4	-		
小笠原	6	-	1	-	5	1	4	99	-	-	-	-	-		
市場	12	-	-	12	-	190	128	598	-	-	-	-	-		

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

食品衛生関係施設数（その6）

		許可を要しない食品販売業								
		小計	販売加工業品類	販売製業品	販売イム業類ス	販売野菜果物	販売菓子（パン）	販売業食	販売調味料・業料	販売の業品他
21年度	全都	133,089	13,791	17,635	21,572	12,881	28,487	6,539	14,202	17,982
	都	39,732	4,803	5,636	6,318	4,002	6,780	1,629	4,887	5,677
	区	88,745	8,308	11,293	14,396	8,283	20,672	4,742	8,925	12,126
	市	4,612	680	706	858	596	1,035	168	390	179
22年度	全都	128,539	13,422	16,985	20,475	12,382	27,184	6,722	13,857	17,512
	都	39,812	4,809	5,637	6,330	4,017	6,806	1,630	4,895	5,688
	区	84,164	7,936	10,644	13,295	7,776	19,367	4,924	8,577	11,645
	市	4,563	677	704	850	589	1,011	168	385	179
千代田区	1,758	145	435	188	146	607	66	103	68	
中央区	3,078	169	221	292	300	689	64	311	1,032	
港区	3,562	424	424	425	446	442	424	480	497	
新宿区	5,276	291	610	607	382	1,261	214	701	1,210	
文京区	1,971	177	142	341	227	526	130	204	224	
台東区	3,298	259	301	631	239	1,072	136	292	368	
墨田区	4,827	533	572	1,265	325	1,109	193	493	337	
江東区	3,610	397	326	559	301	869	223	242	693	
品川区	2,754	320	556	414	224	303	329	218	390	
目黒区	1,555	104	165	132	327	376	127	159	165	
大田区	5,823	743	705	631	565	977	591	779	832	
世田谷区	8,868	634	960	1,178	715	2,084	361	1,190	1,746	
渋谷区	2,769	300	615	343	101	1,152	124	129	5	
中野区	2,939	299	308	342	390	698	166	238	498	
杉並区	4,097	389	653	713	464	751	189	255	683	
豊島区	2,847	316	476	294	403	753	148	235	222	
北区	3,469	395	470	557	302	631	222	381	511	
荒川区	2,209	212	259	369	213	408	129	264	355	
板橋区	3,415	172	253	759	268	875	250	343	495	
練馬区	3,537	460	539	596	273	807	118	213	531	
足立区	3,863	214	346	885	330	1,239	243	392	214	
葛飾区	4,700	502	875	994	403	754	289	550	333	
江戸川区	3,939	481	433	780	432	984	188	405	236	
八王子市	4,563	677	704	850	589	1,011	168	385	179	
西多摩	3,934	241	582	631	278	1,003	166	294	739	
南多摩	2,377	212	288	406	205	447	122	337	360	
町田	5,469	748	672	671	806	912	154	632	874	
多摩立川	7,443	901	1,122	980	647	1,276	257	1,132	1,128	
多摩府中	11,163	1,390	1,576	2,181	815	1,798	352	1,435	1,616	
多摩小平	7,532	1,178	1,248	1,290	568	1,142	488	873	745	
大島	734	86	105	106	95	107	34	93	108	
三宅	183	22	22	21	22	26	22	22	26	
八丈	338	18	15	36	65	64	30	66	44	
小笠原	83	13	7	8	8	16	5	11	15	
市 場	556	-	-	-	508	15	-	-	33	

(平成23年3月末現在)

	食器具容器包装おもちゃ					添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	
	小計	食器具製造業	食器具販売業	おもちゃ製造業	おもちゃ販売業				
21年度	全都	7,971	150	4,581	231	3,009	32	8,133	167
	都	2,875	4	1,864	15	992	9	3,396	166
	区	4,660	146	2,502	216	1,796	23	4,264	1
	市	436	-	215	-	221	-	473	-
22年度	全都	7,965	150	4,796	231	2,788	29	7,904	167
	都	2,893	4	1,874	15	1,000	6	3,404	166
	区	4,637	146	2,708	216	1,567	23	4,030	1
	市	435	-	214	-	221	-	470	-
千代田区	50	-	26	1	23	2	26	-	
中央区	371	35	291	-	45	7	138	-	
港区	103	-	67	-	36	-	416	-	
新宿区	196	-	127	3	66	-	15	-	
文京区	108	2	69	3	34	-	22	-	
台東区	224	16	118	44	46	-	84	-	
墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-	
江東区	163	1	89	1	72	-	222	-	
品川区	163	14	97	-	52	1	535	-	
目黒区	61	5	38	1	17	-	69	-	
大田区	907	3	551	6	347	-	163	-	
世田谷区	470	2	306	1	161	-	212	-	
渋谷区	73	-	49	-	24	3	5	-	
中野区	105	7	41	-	57	-	102	-	
杉並区	140	8	92	-	40	-	306	-	
豊島区	83	3	52	1	27	9	252	-	
北区	152	8	101	-	43	-	327	-	
荒川区	155	2	118	15	20	-	118	-	
板橋区	241	6	179	27	29	-	136	-	
練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1	
足立区	106	6	55	16	29	-	447	-	
葛飾区	355	12	84	44	215	-	283	-	
江戸川区	186	2	55	29	100	1	107	-	
八王子市	435	-	214	-	221	-	470	-	
西多摩	183	-	106	-	77	1	179	89	
南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2	
町田	506	-	281	9	216	-	304	5	
多摩立川	516	-	421	-	95	-	1,203	41	
多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5	
多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17	
大島	29	2	18	-	9	2	13	1	
三宅	26	-	16	-	10	-	22	-	
八丈	36	-	20	1	15	2	7	6	
小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-	
市場	42	-	42	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総計	（規定52条に法 計する営業）	飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	ムアイスクリーム類製造業	乳処理業	さく特別牛乳 取処理業	乳製品製造業
21年度	全都	731,924	431,530	183,023	12,066	23,108	186	3,006	109	-	359
	都	361,773	198,759	37,834	3,264	5,467	20	687	98	-	190
	区	362,083	228,235	142,404	8,658	17,216	164	2,266	11	-	167
	市	8,068	4,536	2,785	144	425	2	53	-	-	2
22年度	全都	690,362	403,330	171,631	11,898	21,072	143	2,623	112	-	312
	都	359,852	189,310	36,340	2,984	5,534	19	540	94	-	172
	区	323,906	209,645	132,736	8,683	15,088	124	2,028	18	-	139
	市	6,604	4,375	2,555	231	450	-	55	-	-	1
千代田区		8,744	6,812	4,936	546	267	-	35	-	-	4
中央区		16,188	9,130	5,965	435	562	4	94	-	-	6
港区		19,776	15,376	11,067	1,468	466	1	103	-	-	3
新宿区		17,417	14,414	9,300	941	808	9	96	-	-	5
文京区		8,811	6,088	3,594	289	521	3	104	-	-	-
台東区		16,596	12,215	9,453	366	801	-	86	-	-	2
墨田区		12,359	7,266	4,777	104	578	6	79	-	-	3
江東区		10,899	7,450	4,444	457	617	3	107	-	-	4
品川区		9,667	6,003	3,543	392	420	1	27	-	-	8
目黒区		16,961	11,059	8,449	100	471	-	94	-	-	6
大田区		21,687	11,606	6,544	298	1,190	11	164	-	-	31
世田谷区		25,051	14,206	7,772	605	1,248	-	79	-	-	1
渋谷区		9,353	6,441	4,487	457	327	5	95	-	-	-
中野区		8,008	4,422	2,396	106	329	-	37	-	-	-
杉並区		13,594	9,239	5,346	281	845	-	98	-	-	8
豊島区		25,371	15,726	9,738	510	1,545	4	278	7	-	18
北区		11,776	7,435	4,272	131	564	20	96	-	-	12
荒川区		4,842	2,931	1,695	59	306	2	14	-	-	-
板橋区		8,455	4,512	2,444	107	436	26	11	-	-	1
練馬区		12,097	7,291	3,748	308	754	-	47	-	-	3
足立区		16,764	9,816	5,968	341	746	16	45	-	-	7
葛飾区		18,966	12,984	8,619	286	873	13	76	11	-	15
江戸川区		10,524	7,223	4,179	96	414	-	163	-	-	2
八王子市		6,604	4,375	2,555	231	450	-	55	-	-	1
西多摩		11,484	4,250	2,699	139	347	-	45	1	-	3
南多摩		13,803	5,805	3,184	272	550	-	52	-	-	5
町田		8,369	3,695	2,114	120	381	-	34	-	-	-
多摩立川		20,318	10,985	6,677	342	1,042	-	103	5	-	41
多摩府中		29,487	14,951	8,703	640	1,426	5	230	2	-	15
多摩小平		15,241	7,385	4,071	202	766	6	36	-	-	2
大島		2,540	1,449	874	13	75	-	13	14	-	13
三宅		1,222	779	357	2	52	-	-	-	-	-
八丈		1,269	684	333	5	44	-	7	3	-	3
小笠原		1,959	783	269	2	22	-	-	-	-	-
市場		163,196	110,447	5,379	930	-	-	-	-	-	-
センター		82,417	19,562	1,620	-	829	8	20	69	-	90
芝浦		8,547	8,535	60	317	-	-	-	-	-	-



(平成23年3月末現在)

		集 乳 業	乳 類 販 売 業	食 肉 処 理 業	食 肉 販 売 業	食 肉 製 品 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	せ 魚 り 売 介 り 業 類	製 魚 肉 練 り 製 品 業	冷 食 品 の 蔵 凍 又 は	照 食 品 の 放 射 線
21 年 度	全 都	-	26,152	9,071	26,895	506	133,541	3,106	648	1,306	-
	都	-	6,752	7,755	11,067	175	117,489	3,101	365	1,046	-
	区	-	18,994	1,304	15,586	330	15,779	4	274	239	-
	市	-	406	12	242	1	273	1	9	21	-
22 年 度	全 都	-	25,049	9,471	24,895	552	123,419	2,946	669	1,200	-
	都	-	7,074	8,322	10,763	228	109,548	2,943	359	906	-
	区	-	17,579	1,139	13,879	317	13,610	3	297	281	-
	市	-	396	10	253	7	261	-	13	13	-
千代田区	-	504	4	216	6	210	-	15	-	-	
中央区	-	435	9	569	16	817	-	35	23	-	
港区	-	1,483	20	272	9	369	-	-	8	-	
新宿区	-	1,326	84	837	3	841	-	1	3	-	
文京区	-	551	24	419	13	433	-	26	-	-	
台東区	-	659	32	319	16	310	-	4	-	-	
墨田区	-	570	36	485	6	478	-	9	5	-	
江東区	-	552	79	515	7	482	-	5	6	-	
品川区	-	601	109	384	8	375	-	18	4	-	
目黒区	-	591	42	588	7	573	-	9	-	-	
大田区	-	1,172	92	826	43	831	-	7	71	-	
世田谷区	-	1,838	19	1,312	7	1,177	-	14	1	-	
渋谷区	-	414	12	281	7	270	3	25	1	-	
中野区	-	527	21	443	19	459	-	4	10	-	
杉並区	-	874	27	819	13	792	-	6	-	-	
豊島区	-	974	48	1,252	37	1,098	-	18	-	-	
北区	-	713	49	672	9	615	-	12	18	-	
荒川区	-	283	17	204	8	191	-	11	16	-	
板橋区	-	456	28	410	18	401	-	5	17	-	
練馬区	-	797	54	669	23	675	-	6	20	-	
足立区	-	784	191	782	15	688	-	3	2	-	
葛飾区	-	840	59	923	3	851	-	50	20	-	
江戸川区	-	635	83	682	24	674	-	14	56	-	
八王子市	-	396	10	253	7	261	-	13	13	-	
西多摩	-	345	14	246	19	219	-	-	22	-	
南多摩	-	670	1	488	3	473	-	4	5	-	
町田	-	409	5	268	13	255	-	6	8	-	
多摩立川	-	846	124	702	44	600	-	12	37	-	
多摩府中	-	1,409	33	1,093	29	999	-	16	26	-	
多摩小平	-	793	21	635	21	567	3	14	6	-	
大島	-	152	2	89	5	93	7	13	11	-	
三宅	-	119	-	112	-	114	-	-	-	-	
八丈	-	75	-	71	-	81	-	3	-	-	
小笠原	-	152	-	157	-	168	1	2	1	-	
市場	-	2,043	-	782	-	97,337	2,723	124	312	-	
センター	-	-	189	6,028	94	8,640	209	165	408	-	
芝浦食肉	-	61	7,933	92	-	2	-	-	70	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

食品衛生関係施設監視指導数（その2）

		製清涼 造飲料 業水	製乳 造菌 造飲料 業料	氷 蓄 製 造 業	氷 蓄 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨ ー ガ リ 造ト リ ニ ン 又 業グは	み そ 製 造 業	し ょ う 油 製 造 業	ソ ー ス 製 造 業	酒 類 製 造 業
21 年 度	全 都 区 市	281	61	223	362	57	13	26	9	132	80
	都	175	49	206	226	28	8	19	6	78	64
	区	99	12	16	131	24	5	7	3	51	16
	市	7	-	1	5	5	-	-	-	3	-
22 年 度	全 都 区 市	238	50	221	323	61	9	31	5	77	51
	都	158	39	206	249	29	3	17	4	27	32
	区	74	11	15	74	29	6	14	1	49	18
	市	6	-	-	-	3	-	-	-	1	1
千代田区		1	-	-	1	-	-	6	-	-	-
中央区		-	-	2	2	-	-	-	-	2	-
港区		-	-	2	1	1	-	-	-	-	-
新宿区		2	-	-	1	4	-	-	-	-	-
文京区		-	-	-	5	-	-	1	-	-	-
台東区		15	-	-	14	-	-	2	-	2	-
墨田区		1	-	1	4	1	-	-	-	1	1
江東区		1	-	-	6	-	-	-	-	1	-
品川区		-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
目黒区		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大田区		6	-	2	7	1	-	-	-	14	-
世田谷区		-	-	-	1	-	-	-	-	2	-
渋谷区		-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
中野区		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
杉並区		1	-	1	-	-	-	-	1	3	6
豊島区		1	-	-	7	-	-	-	-	-	-
北区		9	-	-	13	1	-	-	-	5	8
荒川区		-	-	3	-	8	-	-	-	-	3
板橋区		-	-	-	2	1	-	-	-	-	-
練馬区		3	-	-	3	-	-	1	-	1	-
足立区		-	-	-	3	-	-	-	-	5	-
葛飾区		23	11	-	3	7	3	4	-	8	-
江戸川区		6	-	2	-	5	3	-	-	5	-
八王子市		6	-	-	-	3	-	-	-	1	1
西多摩		2	-	-	4	-	-	5	1	4	2
南多摩		7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町田		5	-	-	-	2	-	3	3	-	-
多摩立川		21	5	-	4	2	-	-	-	1	2
多摩府中		9	2	-	5	-	-	2	-	9	2
多摩小平		5	-	-	4	-	-	2	-	3	1
大島		2	-	13	3	12	-	-	-	-	1
三宅		2	-	-	3	-	-	-	-	-	2
八丈		2	-	8	4	-	-	-	-	-	6
小笠原		2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
市場		-	-	180	222	-	-	-	-	-	-
センター		101	32	4	-	13	3	5	-	10	16
芝浦食肉		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成23年3月末現在)

		豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	食ひかん 製品製造業 又は 詰は	添加物製造業	（す取食 締る品 総条例 数営に 〜業定業	行 商	つけもの製造業	製菓材料製造業
21年度	全都	2,723	36	1,380	2,857	59	149	82,504	7,030	589	179
	都	806	21	375	1,328	35	25	38,783	960	207	79
	区	1,857	15	957	1,504	23	119	42,784	6,070	373	96
	市	60	-	48	25	1	5	937	-	9	4
22年度	全都	2,042	25	1,094	2,918	70	123	76,470	5,494	653	136
	都	679	15	374	1,580	38	34	38,200	868	291	68
	区	1,311	8	686	1,314	27	87	37,399	4,626	352	67
	市	52	2	34	24	5	2	871	-	10	1
千代田区	19	2	11	29	-	-	989	9	2	-	
中央区	53	-	13	86	-	2	3,774	1,339	3	-	
港区	23	-	6	69	3	2	2,518	1,141	11	3	
新宿区	67	-	14	72	-	-	1,366	38	10	2	
文京区	48	-	16	28	-	13	1,296	126	5	3	
台東区	55	-	30	38	4	7	1,459	214	20	3	
墨田区	50	4	33	33	-	1	1,267	60	20	-	
江東区	68	-	25	68	3	-	1,496	167	16	2	
品川区	13	-	64	34	-	-	1,106	286	2	-	
目黒区	49	-	17	47	-	12	995	-	2	2	
大田区	82	-	58	133	13	10	2,290	65	19	11	
世田谷区	82	-	19	28	1	-	2,465	88	20	5	
渋谷区	28	-	10	18	-	-	1,146	450	1	2	
中野区	32	-	7	29	-	2	741	-	2	-	
杉並区	51	-	29	38	-	-	1,601	75	4	6	
豊島区	94	-	56	39	-	2	2,895	289	6	-	
北区	100	2	50	57	-	7	1,445	4	12	2	
荒川区	39	-	32	40	-	-	526	9	9	-	
板橋区	64	-	51	29	1	4	966	27	28	3	
練馬区	68	-	33	75	-	3	1,375	47	46	1	
足立区	44	-	21	145	-	10	2,077	102	53	3	
葛飾区	132	-	74	69	2	9	2,289	63	38	14	
江戸川区	50	-	17	110	-	3	1,317	27	23	5	
八王子市	52	2	34	24	5	2	871	-	10	1	
西多摩	39	1	33	56	2	2	1,074	10	48	9	
南多摩	28	-	14	45	4	-	1,531	2	14	13	
町田	40	-	14	15	-	-	772	23	11	3	
多摩立川	155	-	116	89	6	9	2,018	53	35	1	
多摩府中	121	-	101	69	5	-	2,640	51	12	11	
多摩小平	147	3	43	31	3	-	1,612	78	5	7	
大島	9	5	1	27	-	2	239	3	2	3	
三宅	2	-	-	14	-	-	153	-	-	-	
八丈	10	-	5	24	-	-	142	-	-	-	
小笠原	2	-	-	2	2	-	289	43	-	4	
市場	-	-	-	415	-	-	12,474	605	38	-	
センター	126	6	47	793	16	21	15,254	-	126	17	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		製粉 末造 食品 業品	製 造 品 業	そうざい 半製	調味料 製造業	魚介類 加工業	販食 料 品 業等	液卵 製造業	卵選別 包装業	集団 給食
21年度	全都	244	263	438	1,895	59,617	36	238	11,975	
	都	126	102	130	1,357	31,364	29	224	4,205	
	区	109	152	286	532	27,754	7	14	7,391	
	市	9	9	22	6	499	-	-	379	
22年度	全都	233	260	531	1,327	56,164	33	276	11,363	
	都	110	103	189	842	31,283	16	258	4,172	
	区	117	155	326	483	24,373	17	18	6,865	
	市	6	2	16	2	508	-	-	326	
千代田区	-	-	9	1	913	-	-	55		
中央区	1	1	13	223	2,076	-	-	118		
港区	1	-	11	3	1,124	-	-	224		
新宿区	5	9	8	10	1,092	3	-	189		
文京区	-	4	8	8	926	-	-	216		
台東区	7	13	20	11	982	-	6	183		
墨田区	5	6	30	17	954	-	-	175		
江東区	1	1	7	24	904	1	1	372		
品川区	4	-	8	4	567	-	-	235		
目黒区	12	2	17	7	662	4	-	287		
大田区	10	19	33	13	1,399	-	-	721		
世田谷区	1	9	10	2	2,201	-	2	127		
渋谷区	-	2	5	2	468	-	-	216		
中野区	2	11	1	2	533	-	-	190		
杉並区	4	3	6	10	1,093	-	-	400		
豊島区	4	7	14	18	2,385	-	1	171		
北区	22	8	16	27	951	-	1	402		
荒川区	7	15	11	2	311	-	-	162		
板橋区	5	2	5	1	529	-	-	366		
練馬区	3	11	12	22	760	-	2	471		
足立区	11	7	21	3	1,226	2	-	649		
葛飾区	3	10	50	27	1,516	7	5	556		
江戸川区	9	15	11	46	801	-	-	380		
八王子市	6	2	16	2	508	-	-	326		
西多摩	6	26	18	13	564	4	2	374		
南多摩	2	1	1	6	661	-	-	831		
町田	3	9	7	1	460	-	-	255		
多摩立川	24	19	29	18	1,043	5	6	785		
多摩府中	8	17	64	8	1,759	3	5	702		
多摩小平	14	13	11	6	871	-	-	607		
大島	4	-	6	28	146	-	4	43		
三宅	-	-	-	20	124	-	1	8		
八丈	3	1	2	3	95	-	1	37		
小笠原	-	2	1	2	229	-	-	8		
市場	-	-	-	421	10,649	-	239	522		
センター	46	15	50	316	14,680	4	-	-		
芝浦食肉	-	-	-	-	2	-	-	-		

(平成23年3月末現在)

	ふぐ取扱規制条例に規定する営業		（定細食 す則品 る第衛 計る16生 営条法施 業に現工）	食許 品可 を要 しな い	食許 品可 を要 しな い	製装食 造・器 販・具 売・容 ち器 や包	添 加 物 製 造 業	添 加 物 販 売 業	乳 さ く 取 業	
	取ふ 扱 所ぐ	販加ふ 売工 施製 設品ぐ								
21 年度	全都	13,710	8,673	195,505	10,239	164,449	13,189	25	7,595	8
	都	8,551	6,807	108,871	1,748	92,350	9,496	15	5,254	8
	区	5,066	1,814	84,184	8,437	69,995	3,536	10	2,206	-
	市	93	52	2,450	54	2,104	157	-	135	-
22 年度	全都	13,673	7,343	189,546	4,361	165,291	12,626	19	7,229	20
	都	8,427	5,514	118,401	1,567	102,255	9,277	18	5,272	12
	区	5,159	1,737	69,966	2,747	62,002	3,298	1	1,910	8
	市	87	92	1,179	47	1,034	51	-	47	-
千代田区	453	36	454	3	451	-	-	-	-	
中央区	654	1	2,629	427	2,193	9	-	-	-	
港区	491	33	1,358	21	1,337	-	-	-	-	
新宿区	406	37	1,194	63	1,122	5	-	4	-	
文京区	96	30	1,301	34	1,245	12	-	10	-	
台東区	277	52	2,593	52	2,373	127	-	41	-	
墨田区	143	31	3,652	159	3,452	33	-	8	-	
江東区	177	210	1,566	23	1,229	180	-	134	-	
品川区	107	37	2,414	2	2,412	-	-	-	-	
目黒区	329	247	4,331	8	3,971	256	1	95	-	
大田区	180	59	7,552	23	6,992	429	-	108	-	
世田谷区	169	155	8,056	289	6,641	737	-	389	-	
渋谷区	243	10	1,513	509	1,004	-	-	-	-	
中野区	109	84	2,652	-	2,629	7	-	8	8	
杉並区	163	167	2,424	155	1,860	252	-	157	-	
豊島区	345	109	6,296	106	5,945	120	-	125	-	
北区	67	52	2,777	193	2,268	177	-	139	-	
荒川区	83	59	1,243	22	940	178	-	103	-	
板橋区	78	57	2,842	140	2,456	205	-	41	-	
練馬区	126	80	3,225	221	2,897	107	-	-	-	
足立区	256	115	4,500	250	3,701	114	-	435	-	
葛飾区	97	65	3,531	41	3,129	260	-	101	-	
江戸川区	110	11	1,863	6	1,755	90	-	12	-	
八王子市	87	92	1,179	47	1,034	51	-	47	-	
西多摩	13	42	6,105	733	4,838	285	1	248	-	
南多摩	77	166	6,224	130	5,857	102	-	135	-	
町田	3	85	3,814	37	3,409	264	-	104	-	
多摩立川	220	143	6,952	47	5,936	455	-	514	-	
多摩府中	305	275	11,316	227	10,027	596	-	466	-	
多摩小平	101	185	5,958	325	4,994	519	-	120	-	
大島	1	16	835	31	728	38	5	21	12	
三宅	-	-	290	-	232	29	-	29	-	
八丈	1	2	440	7	366	56	-	11	-	
小笠原	2	-	885	-	813	72	-	-	-	
市場	7,704	4,600	27,971	-	26,559	1,412	-	-	-	
センター	-	-	47,601	30	38,486	5,449	12	3,624	-	
芝浦	-	-	10	-	10	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

第2章 食品衛生関係事業

第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。平成22年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類	項目	合計			細菌検査			化学検査		
		合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品
魚介類 等	魚介類	4141	2906	1235	2655	2061	594	1486	845	641
	魚介類加工品	3112	2834	278	1524	1311	213	1588	1523	65
冷凍 食品	無加熱摂取	340	100	240	81	39	42	259	61	198
	凍結前加熱済・加熱後摂取	305	116	189	46	45	1	259	71	188
	凍結前未加熱・加熱後摂取	586	201	385	167	81	86	419	120	299
	生食用冷凍鮮魚介類	11	7	4	5	1	4	6	6	0
肉・卵類及びその加工品		9269	5544	3725	3602	2783	819	5667	2761	2906
乳・ 乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	769	769	0	102	102	0	667	667	0
	乳製品	1452	714	738	820	309	511	632	405	227
	乳類加工品	90	86	4	44	44	0	46	42	4
	アイスクリーム類・氷菓	732	732	0	495	495	0	237	237	0
農産物 等	穀類及びその加工品	1803	1460	343	372	365	7	1431	1095	336
	野菜類・果物及びその加工品	9385	4230	5155	1548	1202	346	7837	3028	4809
菓子類		5706	4934	772	2449	2343	106	3257	2591	666
飲料・ 氷雪・ 水	清涼飲料水	1600	1413	187	622	570	52	978	843	135
	酒精飲料	532	111	421	12	3	9	520	108	412
	氷雪	4	4	0	4	4	0	0	0	0
	水	75	73	2	73	72	1	2	1	1
その他 の食品	缶詰・びん詰	295	56	239	7	4	3	288	52	236
	調味料	1806	1053	753	571	362	209	1235	691	544
	そうざい類及びその半製品	7019	6793	226	5341	5277	64	1678	1516	162
	上記以外の食品	3827	3372	455	2409	2299	110	1418	1073	345
添加物	別表第2の添加物及びその製剤	27	23	4	3	3	0	24	20	4
	その他添加物	5	4	1	0	0	0	5	4	1
器具等	器具及び容器包装	479	291	188	18	18	0	461	273	188
	おもちゃ	163	70	93	34	17	17	129	53	76
合計		53533	37896	15637	23004	19810	3194	30529	18086	12443

## 第3 GLP

## 1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が収去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施にあたっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

## (1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

## (2) 内部精度管理

信頼性確保部門責任者による検査従事者の技能評価を実施し、必要に応じて検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

## (3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

## 2 検査の精度管理の実施結果(平成22年度)

## (1) 内部点検

ア 実施期間 平成22年7月から平成22年12月まで

イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 40ヵ所

## エ 実施結果

検査結果通知書の誤記入など、4施設の検査部門責任者に改善措置を要請した。

## オ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、改善措置の適正な実施を確認した。

## (2) 内部精度管理

ア 実施期間 平成22年4月から平成23年3月まで

イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設

## ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ190名に対して技能評価を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

## (3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 平成22年6月から平成22年11月まで

イ 実施者 (財)食品薬品安全センター

## ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ40施設に対して技能評価を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

## 第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表 2-3-1）

表 2-3-1 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬 学 ・ 獣 医 学 ・ 歯 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	總 数
平成 22 年度計		2	37	6	4	26	15	58	34	94	276
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
食肉製品		1	5	5	-	20	9	10	19	51	120
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	3	-	-	-	1	3	-	3	10
マーガリン又は ショートニング		-	1	-	-	-	1	2	-	-	4
添 加 物		1	28	1	4	6	4	43	13	40	140



## 第4節 輸入食品対策

### 第1 輸入食品対策実施結果

平成22年度の我が国の食料需給率はカロリーベースで39%であり、平成10年以降横ばいで推移している。また、食品の輸入届出件数は過去最高（約200万件）であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品

の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成22年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果（平成22年度実施分）

区分	実施結果
検査の実施	(1) 輸入農産物の残留農薬検査 470品目 (2) 輸入食品の放射能検査 629品目
輸入業者等立入指導	輸入食品監視班による立入指導軒数 360軒 収去検体数 8,200検体
検査法の開発	○ 指定外添加物（2物質） サイクラミン酸、ズルチン ○ 農薬（3物質） アセタミプリド（殺虫剤）、ジメトエート（殺虫剤）、ボスカリド（殺菌剤） ○ 動物用医薬品（1物質） ネクイネート（寄生虫駆除剤）
普及・啓発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係業者講習会」を開催 ○ 開催日 平成22年10月15日 ○ 受講者数 360名 ○ 講習テーマ ① 輸入食品のJAS表示について 健康安全部 食品監視課 品質表示係長 森澤正信 ② 米のトレーサビリティ法について 農林水産省 関東農政局 東京農政事務所 食料部 計画課長 佐藤秀夫 ③ 味の素グループの品質保証の取組み「輸出国（中国）での品質管理」 味の素株式会社 品質保証部品質保証推進グループ 中村秀行 味の素冷凍食品株式会社 品質保証センター 品質管理部 須賀良臣

第2 輸入食品の放射能検査結果

昭和61年4月、旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故により、ヨーロッパ地域を中心に自然環境や食品等が放射性物質により汚染された。

このため、国は食品中のセシウム134及び137の放射能暫定限度を食品1kg当たり370ベクレルと定め、輸入時の検査対象を強化した。

東京都では、昭和61年度から暫定限度を超えた輸入食品の排除を行うとともに、輸入食品の放射能汚染の実態を把握するために、食品の放射能検査を実施してきた。

1 実施期間

平成22年4月から平成23年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 実施対象施設

デパート・スーパー、輸入業、中央卸売市場等

4 検査対象食品

ヨーロッパ等から輸入された食品

5 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所 ・芝浦食肉衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション・ディテクター	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定限界：50Bq/kg
健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及びセシウムの定量	測定時間：2万秒以上 ※上記の検査の結果、100Bq/kgを超えた検体について精密検査を実施した。

6 検査結果

検査結果は表2-4-2のとおりであった。

結果、暫定限度(370ベクレル/kg)を超えて放射能を検出したものはなかった。

629品目の食品について放射能検査を実施した。その

表2-4-2 平成22年度 輸入食品の放射能検査

食品の分類	品目数	主な輸出国	濃度区分 (Bq/kg)					
			0~50	51~100	101~200	201~300	301~370	370を超える
香辛料	23	トルコ、アルバニア、フランス	23					
ジャム	26	フランス、イギリス、ドイツ	23	2	1			
チーズ及び乳製品	46	フランス、イタリア、デンマーク	46					
食肉及び食肉製品	88	オーストラリア、スペイン、ハンガリー	88					
はちみつ	10	イタリア、ハンガリー、スイス	10					
魚介類及びその加工品	168	中国、韓国、ポルトガル	168					
穀類及びその加工品	11	イタリア、イギリス、ドイツ	11					
野菜及びその加工品	52	中国、イタリア、アメリカ	52					
茶	25	スリランカ、インド、中国	25					
きのこ及びその加工品	40	イタリア、フランス、中国	33	4	2	1		
果実及びその加工品	128	アメリカ、フランス、ベルギー	128					
ナッツ類	5	イタリア、フランス、トルコ	5					
その他	7	フランス、イギリス、イタリア	7					
合計	629		619	6	3	1	0	0

## 第3 輸入農産物の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から都内に流通する輸入農産物及び市場に入荷する輸入農産物の残留農薬検査を行ってきたが、平成22年度の検査結果は以下のとおりであった。

なお、本集計は各事業所の実施事業のうち、輸入食品対策事業として実施した分を集計したものである。

## 1 実施期間

平成22年4月から平成23年3月まで

## 2 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

## 3 検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

## 4 検査対象品目(表2-4-3)

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等 121種類 470品目について検査した。

生産国を地域別に見ると、アジア州が 173 品目

(36.8%)と最も多く、以下、北米州 104 品目(22.1%)、中南米州 73 品目(15.5%)、ヨーロッパ州 60 品目(12.8%)、大洋州 38 品目(8.1%)、中東州 11 品目(2.3%)、アフリカ州 11 品目(2.3%)であった。

また、生産国の上位10か国は、アメリカ(100品目)、中華人民共和国(75品目)、フィリピン(43品目)、メキシコ(35品目)、ニュージーランド(27品目)、タイ(22品目)、チリ(18品目)、オランダ(14品目)、フランス(14品目)、オーストラリア(10品目)であった。

## 5 検査対象農薬(表2-4-4)

食品衛生法で定められた残留農薬基準、生産国における使用状況、残留基準などを勘案し、158種類の農薬から、生産地、農作物の種類に応じて選択し検査した。

## 6 検査結果

196検体(115品目)から33種類の農薬を検出し、パースニップ1検体から基準値を超えるトリフルラリンを検出した。検出した農薬及び農産物は、表2-4-5及び表2-4-6のとおりであった。

表2-4-3 種類及び品目数

分類	種類数	品目数	種類【( )内は品目数】	
野菜	生鮮	39	136	アスパラガス(16)、アズキ(4)、エシャロット(1)、エダマメ(1)、エンダイブ(2)、オクラ(9)、カブ類の根(1)、カボチャ(11)、キイチ(1)、キャベツ(1)、黒ラズリ(1)、クワイ(1)、コボウ(2)、ホトケ(3)、チンゲン菜(1)、シイタケ(7)、シトウ(1)、ショウガ(3)、白ネギ(1)、スナップエンドウ(1)、セロリ(1)、セロリアック(1)、タケノコ(4)、タマネギ(1)、チョリ(4)、トビ(9)、ニンジン(5)、ニンニク(3)、ニンニクの芽(4)、ネギ(1)、パースニップ(1)、パプリカ(19)、ブロッコリー(5)、ペコラス(1)、ペーパースニップ(1)、未成熟いんげん(1)、未成熟えんどう(4)、リーキ(2)
	冷凍	22	45	アスパラガス(2)、エダマメ(6)、オクラ(3)、カボチャ(1)、カリフラワー(1)、コマツナ(1)、ホトケ(1)、シイタケ(1)、スイートコーン(1)、ソラマメ(1)、チャマメ(2)、トウモロコシ(1)、菜の花(1)、ニンジン(1)、ネギ(2)、ピーマン(1)、ブロッコリー(5)、おくら(4)、おくらアスパラガス(1)、未成熟いんげん(6)、未成熟えんどう(2)、レンコン(1)
	計	61	181	
果実	生鮮	30	191	アカアシカ(1)、アボカド(14)、アマリリ(3)、イチゴ(1)、オレンジ(14)、オリーブ(1)、キウイフルーツ(15)、グレープフルーツ(14)、クレンソング(1)、サクランボ(6)、スイカ(1)、スイーティー(2)、チェリー(2)、ドリアン(2)、パイナップル(10)、バナナ(23)、ハチマキ(1)、パイン(5)、プロット(13)、ブルーベリー(8)、マコト(2)、マンゴ(18)、ミカン(2)、メロン(1)、メロン(9)、ライチ(2)、ライム(4)、ラズベリー(2)、ルビー(1)、レモン(13)
	冷凍	9	18	アズキ(1)、イチゴ(4)、カシス(1)、クランベリー(1)、グロベリア(1)、チェリー(1)、ブルーベリー(3)、マンゴ(5)、ライチ(1)
	乾燥	5	8	アズキ(2)、イチゴ(3)、柿(1)、ブルーベリー(1)、レーズン(1)
	計	44	217	
穀類及びその加工品	3	8	とうもろこし(1)、麦芽(3)、米(4)	
豆類	7	15	グリーンピース(1)、コヒト豆(5)、ひよこ豆(1)、ワズ豆(1)、金時豆(1)、黒いんげん豆(1)、大豆(5)	
種実類	2	5	アーモンド(2)、クルミ(3)	
その他	4	44	ハーブ(10)、果実加工品(13)、茶(20)、野菜加工品(1)	
合計	121	470		

表 2-4-4 検査対象農薬

分類	用途	農薬名
含ハロゲン系農薬 (16種類)	殺虫剤 (10種)	総BHC、総DDT、アルドリン及びディルドリン、エンドリン、クロルデン、クロルフェナピル、ジコホル、テフルトリン、プロモプロピレート、ヘプタクロル
	殺菌剤 (6種)	ジクロラン (CNA)、フサライド、プロシミドン、ピンクロソリン、ヘキサクロロベンゼン、クロロネブ
有機リン系農薬 (46種類)	殺虫剤 (41種)	EPN、アジンホスメチル、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エチルチオメトン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、総クロルフェンピホス (CVP)、シアノホス、ジクロルボス (DDVP)、ジスルホトン、ジメチルピホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、テルブホス、トリアゾホス、トリクロルホン、パラチオン、パラチオンメチル、ピリミホスメチル、フェニトロチオン、フェンチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホスメット、ホレート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン、ピラクロホス
	殺菌剤 (3種)	エディフェンホス (EDDP)、トルクロホスメチル、イプロベンホス
	除草剤 (2種)	ブタミホス、ピペロホス
ピレスロイド系農薬 (13種類)	殺虫剤 (12種)	アクリナトリン、シベルメトリン、シハロトリン、シフルトリン、デルタメトリン及びトラロメトリン、ハルフェンプロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロバトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
	共力剤 (1種類)	ピペロニルブトキシド
カーバメート系農薬 (25種類)	殺虫剤 (23種)	アミノカルブ、アルジカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、カルボフラン、オキサミル、カルバリル、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノプロカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ、XMG、アルジカルブスルホキシド、アルドキシカルブ、キシリルカルブ、トリメタカルブ、プフェンカルブ、プロメカルブ、ベンフラカルブ、メトルカルブ、フェノチオカルブ
	殺菌剤 (1種)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1種)	クロルプロファム
含窒素系農薬 (32種類)	殺虫剤 (6種)	デブフェンピラド、ピリダベン、ブプロフェジン、ピリプロキシフェン、アセタミプリド、イミダクロプリド
	殺菌剤 (13種)	オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、フェナリモル、フルトラニル、フルシラゾール、プロピコナゾール、メタラキシル、マイクロブタニル
	除草剤 (12種)	アラクロール、エスプロカルブ、シマジン、テニコロール、トリフルラリン、ブタクロール、プレチラクロール、ピリミノバックメチル、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセット、レナシル
	植物成長調整剤 (1種)	パクロプロトラゾール
その他の農薬 (25種類)	殺虫剤 (2種)	クロルベンジレート、クロルフルアズロン
	殺菌剤 (11種)	イソプロチオラン、カプタホル、キャプタン、ヒ素、ピテルタノール、メプロニル、クロロタロニル (TPN)、フェンプロコナゾール、ボスカリド、ピリメタニル、ペナラキシル
	除草剤 (9種)	オキサジアゾン、クロメトキシニル、クロルニトロフェン、チオベンカーブ、アセトクロール、プロビザミド、プロメトリン、カルフェントラゾンエチル、オキシフルオロフェン
	防ばい剤 (3種)	イマザリル、オルトフェニルフェノール、チアベンダゾール
その他 (1種)		臭素

表 2-4-5 検出農薬別検査結果 (その1)

分類	農薬名	農産物名	検出数	検出範囲 ppm	参考〔残留基準値等〕
有機リン系	クロルピリホス	アボカド	1	0.08	(種子を除去したもの) 0.5
		オレンジ	2	0.05、0.11	(果実全体) 1
		オロブランコ	1	0.24	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 1
		グレープフルーツ	2	0.01、0.03	(果実全体) 1
		クレメンタイン	1	0.06	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 1
		スウィーティー	2	0.01、0.06	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 1
		バナナ	2	0.01、0.09	(果柄部を除去したもの) 3
		ミネオラ	1	0.27	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 1
		ライム	1	0.03	(果実全体) 1
		レモン	2	0.05	(果実全体) 1
	ジメトエート	マーコット	1	0.05	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 2
	ホスメット	ブルーベリー	1	0.05	(へたを除去したもの) 10
		ブルーベリー	1	0.02	(へたを除去したもの) 0.5
		マーコット	1	0.02	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 4.0
	マラチオン	冷凍エダマメ	1	0.03	(花梗を除去したもの) 2.0
	メチダチオン	グレープフルーツ	2	0.03、0.14	(果実全体) 5
		レモン	1	0.03	(果実全体) 5
モノクロトホス	茶	1	0.9	0.1	
ピレスロイド系	デルタメトリン及びトラロメトリン	パパイヤ	1	0.1	(果実全体) 0.5
	シハロトリン	キャベツ	1	0.01	(外側変質葉及びしんを除去したもの4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの) 0.4
		ハーブ	1	0.2	(可食部) 0.5
		冷凍エダマメ	1	0.01	(花梗を除去したもの) 1.0
	シベルメトリン	茶	5	0.1~0.8	20
		チェリー	2	0.07、0.08	(おうとう、果梗及び種子を除去したもの) 2.0
		未成熟えんどう	1	0.1	(花梗を除去したもの) 0.05
		冷凍未成熟いんげん	1	0.01	(花梗を除去したもの) 0.5
		冷凍エダマメ	2	0.06、0.6	(花梗を除去したもの) 5.0
	冷凍コマツナ	1	0.28	(根及び変質葉を除去したもの) 5.0	
	ピフェントリン	メロン	1	0.01	(果皮を除去したもの) 0.2
	フェンバレレート	茶	1	0.1	1.0
		ブルーベリー	1	0.18	(へたを除去したもの) 1.0
	フェンプロパトリン	チェリー	2	0.12、0.83	(おうとう、果梗及び種子を除去したもの) 5
ベルメトリン	オクラ	3	0.07~0.1	(へたを除去したもの) 3.0	
メーカート系	カルバリル	オクラ	1	0.04	(へたを除去したもの) 10
含窒素系	ジフェノコナゾール	冷凍アズメ	1	0.01	(花梗及び種子を除去したもの) 5
	シマジン	レモン	1	0.05	(果実全体) 0.2
	テトラコナゾール	パプリカ	2	0.03、0.06	(ピーマン、へたを除去したもの) 1
	デブコナゾール	アメリカンチェリー	2	0.02、0.07	(おうとう、果梗及び種子を除去したもの) 5
		ブドウ	3	0.01~0.03	(花梗を除去したもの) 10
	デブフェンピラド	パプリカ	1	0.01	(ピーマン、へたを除去したもの) 0.5
	トリフルラリン	パースニップ	1	0.12	(泥を水で軽く洗い落とししたもの) 0.05
	ピリダベン	パプリカ	1	0.01	(ピーマン、へたを除去したもの) 3.0
	ブプロフェジン	レモン	1	0.02	(果実全体) 2.5
	プロピコナゾール	ブルーベリー	1	0.03	(へたを除去したもの) 1
	マイクロブタニル	アメリカンチェリー	1	0.03	(おうとう、果梗及び種子を除去したもの) 4.0
ブドウ		1	0.04	(花梗を除去したもの) 1.0	

表 2-4-5 検出農薬別検査結果 (その2)

分類	農薬名	農産物名	検出数	検出範囲 ppm	参考〔残留基準値等〕
その他	アセタミプリド	パプリカ	3	0.01~0.08	(ピーマン、へたを除去したもの) 1
		冷凍ブルーベリー	1	0.02	(へたを除去したもの) 2
	イマザリル	オレンジ	11	0.23~1.6	(果実全体) 5.0
		果実加工品	2	0.05~0.09	
		グレープフルーツ	8	0.01~1.3	(果実全体) 5.0
		スウィーティー	1	0.49	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 5.0
		ミネオラ	1	1.1	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 5.0
		メロゴールド	1	0.23	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 5.0
		ライム	2	0.02~0.13	(果実全体) 5.0
		レモン	7	0.03~1.1	(果実全体) 5.0
	イミダクロプリド	オクラ	3	0.02	(へたを除去したもの) 0.7
		ザクロ	1	0.07	(その他の果実、可食部) 3.5
		パプリカ	2	0.02~0.22	(ピーマン、へたを除去したもの) 3
		ブドウ	5	0.01~0.16	(花梗を除去したもの) 3
		マンゴー	1	0.02	(種子を除去したもの) 1
		メロン	2	0.01、0.04	(果皮を除去したもの) 0.35
		冷凍アスパラガス	1	0.02	(茎) 0.7
		冷凍エダマメ	1	0.01	(花梗を除去したもの) 2.5
		冷凍オクラ	1	0.01	(へたを除去したもの) 0.7
		冷凍コマツナ	1	0.14	(根及び変質葉を除去したもの) 5
	オルトフェニルフェノール	グレープフルーツ	4	0.08~0.59	(果実全体) 10
		スウィーティー	1	0.02	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 10
		ライム	1	0.02	(果実全体) 10
		レモン	1	0.02	(果実全体) 10
	キャプタン	イチゴ	1	0.85	(へたを除去したもの) 20
	クロロタロニル	ブドウ	1	0.01	(花梗を除去したもの) 0.5
	臭素	アメリカンチェリー	2	7、10	(おうとう、果梗及び種子を除去したもの) 20
		オレンジ	2	1	(果実全体) 30
		果実加工品	1	4	
		乾燥果実(イチジク)	3	1~9	(乾燥させたもの) 250
		キウイ	1	2	(果皮を除去したもの) 30
		米	1	11	(玄米) 50
		スウィーティー	1	2	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 30
		パイナップル	1	2	(冠芽を除去したもの) 20
		麦芽	3	1~2	(その他の穀類、脱穀した種子) 50
		バナナ	2	1~2	(果柄部を除去したもの) 20
		メロン	2	1	(果皮を除去したもの) 230
		ラズベリー	1	1	(果実全体) 20
		冷凍エダマメ	1	2	(花梗を除去したもの) 110
		レモン	2	1、6	(果実全体) 30
	チアベンダゾール	オレンジ	10	0.21~2.1	(果実全体) 10
		果実加工品	2	0.01、0.05	
		グレープフルーツ	6	0.18~1.3	(果実全体) 10
		スウィーティー	1	2.5	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 10
		ミネオラ	1	1.3	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 10
		メロゴールド	1	0.32	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 10
		ライム	1	3.2	(果実全体) 10
レモン		5	0.15~0.9	(果実全体) 10	
ボスカリド	アメリカンチェリー	1	0.03	(おうとう、果梗及び種子を除去したもの) 3	
	パプリカ	2	0.03、0.04	(ピーマン、へたを除去したもの) 10	
	ブドウ	8	0.08~0.42	(果梗を除去したもの) 10	
	ブルーベリー	2	0.02~0.15	(へたを除去したもの) 3.5	
	リーキ	1	0.02	(外皮及びひげ根を除去したもの) 3.0	
	冷凍ブルーベリー	3	0.02~0.08	(へたを除去したもの) 3.5	

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その1)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬(ppm)		実施者	
生鮮野菜	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター	
		フィリピン	カルバリル	0.04		
		フィリピン	イミダクロプリド	0.02		
			ペルメトリン	0.08		
		フィリピン	ペルメトリン	0.1		
		フィリピン	イミダクロプリド	0.02		
	フィリピン	ペルメトリン	0.07			
	キャベツ	オランダ	シハロトリン	0.01	市場衛生検査所	
	パースニップ	アメリカ	トリフルラリン	0.12		
	生鮮野菜	パプリカ	オランダ	イミダクロプリミド	0.02	健康安全研究センター
			大韓民国	テブフェンピラド	0.01	
				ピリダベン	0.01	
			大韓民国	アセタミプリド	0.08	
				イミダクロプリド	0.22	
大韓民国			アセタミプリド	0.01		
			ボスカリド	0.03		
大韓民国			アセタミプリド	0.06		
		ボスカリド	0.54			
リーキ		ベルギー	ボスカリド	0.02	市場衛生検査所	
未成熟えんどう	タイ	シベルメトリン	0.1			
冷凍野菜	アスパラガス	中華人民共和国	イミダクロプリミド	0.02	健康安全研究センター	
	エダマメ	タイ	シベルメトリン	0.06		
		タイ	シベルメトリン	0.6		
		台湾	シハロトリン	0.01		
		中華人民共和国	イミダクロプリミド	0.01		
			臭素	2		
			マラチオン	0.03		
	オクラ	中華人民共和国	イミダクロプリミド	0.01		
	コマツナ	中華人民共和国	イミダクロプリミド	0.14		
			シベルメトリン	0.28		
未成熟いんげん	タイ	シベルメトリン	0.01			
生鮮果実	アボカド	ニュージーランド	クロルピリホス	0.08	市場衛生検査所	
	アメリカンチェリー	アメリカ	テブコナゾール	0.07		
			臭素	10		
			ミクロブタニル	0.03		
		アメリカ	臭素	7		
			テブコナゾール	0.02		
	アメリカ	ボスカリド	0.03			
	イチゴ	アメリカ	キャブラン	0.85		
	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.11		
			イマザリル	0.51		
		アメリカ	臭素	1		
			チアベンダゾール	0.32		
			イマザリル	0.45		
		アメリカ	臭素	1		
チアベンダゾール			0.21			
イマザリル			0.93			
アメリカ	アメリカ	イマザリル	1.1			
		チアベンダゾール	0.62			

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その2)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者	
生鮮果実	オレンジ	アメリカ	イマザリル	0.72	健康安全研究センター	
			チアベンダゾール	0.87		
		アメリカ	イマザリル	0.23		
			チアベンダゾール	0.26		
		オーストラリア	イマザリル	1.6		
			クロルピリホス	0.05		
			チアベンダゾール	0.82		
		オレンジ (全果)	アメリカ	イマザリル		0.56
				チアベンダゾール		1.2
	アメリカ		イマザリル	1.5		
			チアベンダゾール	2.1		
	南アフリカ	イマザリル	1			
		チアベンダゾール	0.01			
	オレンジ (果肉)	アメリカ	チアベンダゾール	0.01	市場衛生検査所	
		南アフリカ	イマザリル	0.02		
	オロブランコ	アメリカ	クロルピリホス	0.24	市場衛生検査所	
	キウイ	ニュージーランド	臭素	2	健康安全研究センター	
	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.36	健康安全研究センター	
			オルトフェニルフェノール	0.27		
			チアベンダゾール	0.18		
		アメリカ	イマザリル	1.3		
			クロルピリホス	0.03		
			チアベンダゾール	1.3		
メチダチオン			0.03			
アメリカ		イマザリル	0.39			
		チアベンダゾール	1.3			
アメリカ		イマザリル	0.55			
		オルトフェニルフェノール	1.4			
		クロルピリホス	0.01			
		チアベンダゾール	0.35			
アメリカ		メチダチオン	0.14			
		イマザリル	0.66			
		オルトフェニルフェノール	0.12			
スワジランド		チアベンダゾール	0.54			
	イマザリル	0.34				
グレープフルーツ (全果)	アメリカ	イマザリル	1.2			
		オルトフェニルフェノール	0.11			
		チアベンダゾール	0.57			
グレープフルーツ (果肉)	アメリカ	イマザリル	0.01	市場衛生検査所		
クレメンタイン	チリ	クロルピリホス	0.06	市場衛生検査所		
ザクロ	チリ	イミダクロプリド	0.07	健康安全研究センター		
スウィーティー	イスラエル	イマザリル	0.49			
		オルトフェニルフェノール	0.02			
		クロルピリホス	0.01			
		臭素	2			
チアベンダゾール	2.5					
チェリー	アメリカ	クロルピリホス	0.06	市場衛生検査所		
		シベルメトリン	0.08			
	アメリカ	フェンプロバトリン	0.12			
		シベルメトリン	0.07			
パイナップル	フィリピン	フェンプロバトリン	0.83			
		臭素	2	健康安全研究センター		



表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その3)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者	
生鮮果実	バナナ(全果)	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター	
		フィリピン	臭素	1		
		フィリピン	クロルピリホス	0.01		
		フィリピン	クロルピリホス	0.09		
	パパイヤ	フィジー	デルタメトリン及びトラロメトリン	0.1	市場衛生検査所	
	ブドウ	アメリカ	アメリカ	ボスカリド	0.08	健康安全研究センター
			アメリカ	ボスカリド	0.05	
		アメリカ	アメリカ	ボスカリド	0.03	
			アメリカ	ミクロブタニル	0.04	
		アメリカ	ボスカリド	0.07	市場衛生検査所	
		台湾	クロロタロニル	0.01		
		チリ	イミダクロプリド	0.16	健康安全研究センター	
		チリ	チリ	イミダクロプリド		0.08
			チリ	ボスカリド		0.09
		チリ	チリ	イミダクロプリド		0.03
			チリ	テブコナゾール		0.03
			チリ	ボスカリド		0.14
		チリ	チリ	イミダクロプリド		0.01
			チリ	テブコナゾール		0.01
			チリ	ボスカリド		0.42
			チリ	イミダクロプリド		0.16
	ブルーベリー	アメリカ	アメリカ	フェンバレート	0.18	市場衛生検査所
			アメリカ	マラチオン	0.02	
		アメリカ	ボスカリド	0.15	健康安全研究センター	
		オーストラリア	プロピナコゾール	0.03		
		チリ	チリ	ボスカリド		0.02
	チリ		ホスメット	0.05		
	マロケット	オーストラリア	ジメトエート	0.05	市場衛生検査所	
	マロケット	オーストラリア	マラチオン	0.02		
	マンゴー	ブラジル	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター	
	ミネオラ(全果)	アメリカ	アメリカ	イマザリル		1.1
			アメリカ	クロルピリホス		0.27
			アメリカ	チアベンダゾール		1.3
	メロゴールド	アメリカ	アメリカ	イマザリル		0.23
			アメリカ	チアベンダゾール		0.32
	メロン	アメリカ	アメリカ	ピフェントリン	0.01	市場衛生検査所
		アメリカ	アメリカ	イミダクロプリド	0.04	
		アメリカ	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	
			アメリカ	臭素	1	
		メキシコ	メキシコ	臭素	1	
ライム	メキシコ	メキシコ	オルトフェニルフェノール	0.02	健康安全研究センター	
		メキシコ	チアベンダゾール	3.2		
	メキシコ	イマザリル	0.13			
	メキシコ	イマザリル	0.02			
ラズベリー	アメリカ	アメリカ	クロルピリホス	0.03	市場衛生検査所	
		アメリカ	臭素	1		
レモン	アメリカ	アメリカ	チアベンダゾール	0.9	市場衛生検査所	
		アメリカ	クロルピリホス	0.05		
	チリ	チリ	メチダチオン	0.03		

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その4)

種別	農産物名	生産国名	検出農薬(ppm)		実施者
生鮮果実	レモン (全果)	アメリカ	イマザリル	1.1	健康安全研究センター
			シマジン	0.05	
			臭素	1	
			チアベンダゾール	0.56	
		アメリカ	イマザリル	0.92	
			オルトフェニルフェノール	0.02	
			チアベンダゾール	0.48	
		アメリカ	イマザリル	0.69	
			チアベンダゾール	0.47	
		チリ	イマザリル	0.67	
	クロルピリホス		0.05		
	臭素		6		
	ニュージーランド	ブプロフェジン	0.02		
	レモン (果肉)	アメリカ	イマザリル	0.77	
チアベンダゾール			0.15		
アメリカ		イマザリル	0.03		
チリ		イマザリル	0.03		
乾燥果実	乾燥果実 (イチジク)	イラン	臭素	9	
		トルコ	臭素	5	
		トルコ	臭素	1	
冷凍果実	冷凍果実 (アンズ)	モロッコ	ジフェノコナゾール	0.01	
	冷凍果実 (ブルーベリー)	アメリカ	アセタミプリド	0.02	
		アメリカ	ボスカリド	0.02	
		アメリカ	ボスカリド	0.08	
		カナダ	ボスカリド	0.04	
穀類及び その加工品	米	タイ	臭素	11	
	麦芽	イギリス	臭素	1	
		ドイツ	臭素	2	
		ドイツ	臭素	2	
その他	果実加工品	オーストラリア	イマザリル	0.05	
			チアベンダゾール	0.01	
	果実加工品	オーストラリア	イマザリル	0.09	
			チアベンダゾール	0.05	
	果実加工品	スペイン	臭素	4	
	茶	中国	シペルメトリン	0.2	
			フェンバレレート	0.1	
	茶	ベトナム	シペルメトリン	0.1	
	茶	ベトナム	シペルメトリン	0.2	
	茶 (紅茶)	インド	シペルメトリン	0.3	
茶 (紅茶)	インド	シペルメトリン	0.8		
		モノクロトホス	0.9		
ハーブ	トルコ	シハロトリン	0.2		

#### 第4 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示も義務化された。

都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成22年度の実施結果は以下のとおりである。

##### 1 検査対象食品

###### (1) 食品衛生法に基づく定性検査\*<sup>1</sup>

米加工品（ピーフン、米粉等）、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ、スイートコーン、菓子等）、パパイヤ

###### (2) 食品衛生法に基づく定量検査\*<sup>2</sup>

大豆、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ等）

###### (3) JAS法に基づく定性検査及び定量検査\*<sup>3</sup>

第2章第8節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

##### \*1 安全性未審査の遺伝子組換え食品

米（Bt米）、とうもろこし（スターリンク CBH351、Bt10）及びパパイヤ（55-1）が含まれているかどうかを確認するための検査

##### \*2 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

##### \*3 食品に遺伝子組換え食品が含まれているか（定性試験）、含まれている場合にはその含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

##### 2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

##### 3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター広域監視部・多摩支所及び市場衛生検査所

##### 4 検査機関

健康安全研究センター

##### 5 実施期間

平成22年4月から平成23年3月

##### 6 実施結果

###### (1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-7）

食品衛生法に基づく定性試験を行った94検体のうち米加工品2検体は、加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の変性度合いが高いため、定性検査不能であったが、検査可能な92検体からは、安全性未審査の遺伝子組換え食品は検出しなかった。

###### (2) 食品衛生法に基づく定量検査（表2-4-8）

食品衛生法に基づく定量検査を行った、大豆、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ等）79検体のうち、9検体から遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

これらについては、分別生産流通管理（IPハンドリング\*<sup>4</sup>）が適切に実施されており、5%以下の含有量で表示上の義務はなく、問題はなかった。

\*4 IPハンドリング…遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていること。なお、IPハンドリングが適切に行われた場合でも、意図せざる混入は避けられないため、含有量が5%以下の場合には表示義務が生じない。

表 2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能
米加工品	ピーフン	6	4	0	2
	米粉	8	8	0	0
	その他の米加工品	4	4	0	0
	小計	18	16	0	2
とうもろこし		25	25	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	4	4	0	0
	コーングリッツ	4	4	0	0
	スイートコーン	10	10	0	0
	スープ	4	4	0	0
	ヤングコーン	1	1	0	0
	菓子	7	7	0	0
	ポップコーン	2	2	0	0
	コーンスターチ	3	3	0	0
	その他のトウモロコシ加工品	6	6	0	0
	小計	41	41	0	0
パパイヤ		10	10	0	0
合計		94	92	0	2

表 2-4-8 食品衛生法に基づく定量検査

対象品目		検体数	検査結果			
			検出せず	5%以下の検出	5%を超える検出	検査不能
農産物	大豆	57	55	2	0	0
	とうもろこし	13	11	2	0	0
	農産物合計	70	66	4	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	4	1	3	0	0
	コーングリッツ	4	1	2	0	1
	その他加工品	1	1	0	0	0
	加工品合計	9	3	5	0	1
総計		79	69	9	0	1

## 第5 平成22年度都、特別区及び八王子市による輸入食品監視結果まとめ

表2-4-9 輸入食品監視結果（平成22年度）

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	食品衛生法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条文	違反内容	残品の 措置
魚 介 類	1,288	0	0					
無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	260	0	0					
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	267	1	0.37	冷凍馒头	台湾	19条2項	表示にないアセスルファミカリウムを検出	違反通報
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	693	0	0					
生食用冷凍鮮魚介類	4	0	0					
魚 介 加 工 品	561	0	0					
肉・卵類及び その加工品	6,085	1	0.02	鶏肉	アメリカ	11条2項	動物用医薬品の残留基準違反（ラサロシド）	違反通報
乳・乳製品	797	0	0					
乳類加工品	4	0	0					
アイスクリーム類・ 氷	0	0	0					
穀類及びその加工品	474	1	0.21	乾麺	フィリピン	11条2項 19条2項	二酸化硫黄の過量使用、二酸化硫黄の表示なし	違反通報
野菜類・果実及び その加工品	6,514	6	0.09	紅茶	インド	11条2項	残留農薬基準違反（モノクロトホス）	違反通報
菓 子 類	839	1	0.12	焼菓子	インド	10条	TBHQ（指定外添加物）を検出	通報予定
清 涼 飲 料 水	214	1	0.47	清涼飲料水	韓国	10条	TBHQ（指定外添加物）を検出	違反通報
酒 精 飲 料	689	2	0.29	マッコリ	韓国	19条2項	表示にないアセスルファミカリウムを検出	違反通報
氷 雪	0	0	0					
水	2	0	0					
缶 詰 ・ び ん 詰	242	3	1.24	びん詰（チリソース）	アメリカ	19条2項	表示にないソルビン酸を検出	違反通報
調 味 料	892	1	0.11	調味料	台湾	19条2項	表示にないグリチルリチン酸を検出	違反通報
そうざい類及び その半製品	230	0	0					
上記以外の食品	563	2	0.36	大豆加工品	アメリカ	19条2項	表示にないアセスルファミカリウムおよびスクラロースを検出	違反通報
化学的合成品及び その製剤	4	0	0					
その他の添加物	1	0	0					
器具及び容器包装	277	0	0					
お も ち ゃ	35	0	0					
合 計	20,935	19	0.09					

## 第5節 牛乳衛生

### 第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に2施設、多摩地域に7施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導係及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ

保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 都内牛乳等の生産量 (単位:k0)

(平成22年度)

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	51,524	30,650	3,005	19,813

### 第2 健康安全研究センターハサップ指導班

健康安全研究センターハサップ指導班では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

平成22年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-5-2のとおりである。また、検査については、表2-5-3及び表2-5-4のとおりである。

表2-5-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況

(平成23年3月末現在)

品目	牛乳	乳飲料	発酵乳	乳酸菌飲料	脱脂乳	アイスクリーム
承認数	4	3	1	3	2	1

表2-5-3 牛乳等の成分規格等検査 (健康安全研究センター搬入分)

(平成22年度)

	総 数			乳処理場等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	197	1,782	0	105	1,070	0	92	712	0
生乳	34	472	0	34	472	0			
製 品	牛 乳	33	159	0	33	159	0		
	成分調整牛乳	2	10	0	2	10	0		
	低脂肪牛乳	2	14	0	2	14	0		
	加工乳	1	5	0	1	5	0		
	ク リ ー ム	3	12	0				3	12
	乳 飲 料	24	235	0				24	235
	アイスクリーム類	12	132	0				12	132
	ナチュラルチーズ								
	プロセスチーズ	1	1	0				1	1
	バ タ ー	1	1	0				1	1
	調 製 粉 乳	17	125	0				17	125
	発 酵 乳	27	150	0				27	150
	乳 酸 菌 飲 料	2	18	0				2	18
	乳 主 原	3	27	0				3	27
	氷 菓	2	11	0				2	11
	清 涼 飲 料 水	27	398	0	27	398	0		
菓 子 類									
そ の 他									
そ の 他	小 計	157	1298	0	65	586	0	92	712
	容 器 包 装								
	そ の 他	6	12	0	6	12	0		
小 計	6	12	0	6	12	0			

表 2-5-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導班実施分）

（平成 22 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	234	945	93	309	0	86	408	0	55	228	
生乳	20	69	7	9	0				13	60	
製 品	牛乳	62	251	21	76	0	19	94	0	22	81
	成分調整牛乳	4	18	2	8	0	2	10	0		
	低脂肪牛乳	4	18	2	8	0	2	10	0		
	加工乳	2	9	1	4	0	1	5	0		
	クリーム	6	27	3	12	0	3	15	0		
	乳飲料	38	171	19	76	0	19	95	0		
	発酵乳	18	72				18	72	0		
	乳酸菌飲料	2	8				2	8	0		
	乳主原	1	4				1	4	0		
	氷菓										
	清涼飲料水	38	170	20	80	0	18	90	0		
	菓子類										
	その他										
小計	175	748	68	264	0	85	403	0	22	81	
その他	39	128	18	36	0	1	5	0	20	87	

## 第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 22 年度の検査結果は、表 2-5-5 のとおりである。

表 2-5-5 生乳における農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	平成 22 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
農 薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	総 DDT*1	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗 生 物 質 等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン*2	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン*2	30	0	0	0.004
	スルファジミジン*2	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※1 p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※2 簡易法にて実施

## 第6節 農畜水産食品衛生

### 第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内3と畜場（うち、島しょ2施設）を所管している。

ここでは、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査及び解体後の検査を実施し、更に必要に応じて精密検査を行って、と畜場法に基づく食用適否の判定をし、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく移入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島及び八丈島の各島に2と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成22年度におけると畜検査数は表2-6-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-6-2のとおりである。

平成13年10月18日からは、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査を実施してきた。省令の改正により平成17年8月1日からスクリーニング検査の対象月齢が21カ月齢以上とされたが、都では引き続き21カ月齢に満たない牛も含めたすべての牛を対象としてスクリーニング検査を実施している。

また、省令の改正により平成17年10月1日からは、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊について伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査を実施している。

### 第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、築地市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場（9市場）及び、地方卸売市場（1市場）を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成22年度における業務の概要は表2-6-3、表2-6-4及び表2-6-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

### 第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省（現厚生労働省）通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成13年3月に条例を一部改正し、同年4月から一部自治体のふぐ調理師に係る資格を受け入れることとした。

平成22年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

#### [平成22年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 7月31日 実技試験 8月2日から8月6日まで
受験申込み者数	612名
合格者数	377名
合格率	61.6%
免許証交付数	436名

(条例制定以来平成22年度末までの免許証交付数19,974件)



表 2-6-1 と畜検査頭数の推移及び平成 22 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種	総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 15 年度	379,843	86,379	61	28	293,319	8	48
平成 16 年度	358,012	85,289	58	53	272,573	-	39
平成 17 年度	374,436	95,596	59	34	278,705	-	42
平成 18 年度	363,193	95,050	55	26	268,019	-	43
平成 19 年度	301,280	93,966	-	1	207,281	-	32
平成 20 年度	303,939	92,570	-	2	211,311	-	56
平成 21 年度	274,878	90,746	-	1	184,102	-	29
平成 22 年度	269,252	94,763	-	8	174,470	-	11
平成 22 年度と畜 場別内訳	芝 浦	269,207	94,758	-	8	174,441	-
	新 島	29	-	-	-	29	-
	八丈島	16	5	-	-	-	11



表 2-6-3 市場衛生検査所・事業所別実績（平成 22 年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,746	164,267	5,123	415	0	0	420
築地	1,719	114,872	2,543	249	0	-	249
大田	627	32,158	1,171	73	0	-	75
足立	400	17,237	1,409	93	0	-	96

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	58,175	28,335	29,840	208	6,799	29	699	518
築地	26,423	10,465	15,958	92	2,689	25	493	172
大田	17,169	10,891	6,278	53	1,623	1	147	286
足立	14,583	6,979	7,604	63	2,487	3	59	60

\*大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表 2-6-4 検査対象品目別検査数

(平成 22 年度)

検査項目等	検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他	
検 体 数		5,123	1,546	507	634	151	2,285	
検 査 件 数		58,175	10,198	8,204	16,705	630	22,438	
生物学的検査	細菌数	3,395	597	395	227	34	2,142	
	大腸菌群	3,281	490	395	227	34	2,135	
	大腸菌	3,390	597	395	227	34	2,137	
	黄色ブドウ球菌	3,319	555	395	227	34	2,108	
	腸炎ビブリオ	2,574	612	226	38	11	1,687	
	その他ビブリオ	5,007	1,194	410	48	12	3,343	
	サルモネラ	3,553	549	395	227	268	2,114	
	セレウス菌	3,316	549	395	227	34	2,111	
	0157	571	170	141	202	2	56	
	ノロウイルス	250	250	0	0	0	0	
	抗菌性物質	0	0	0	0	0	0	
	寄生虫・寄生虫卵	2	0	0	2	0	0	
	T.T.C.テスト	0	0	0	0	0	0	
	その他	1,182	104	37	0	0	1,041	
小 計		29,840	5,667	3,184	1,652	463	18,874	
理化学的検査	保存料	5,582	1,260	1,674	1,059	52	1,537	
	殺菌料	94	0	94	0	0	0	
	漂白剤	516	0	193	206	8	109	
	着色料	5,210	0	2,380	1,427	91	1,312	
	甘味料	1,354	280	432	254	16	372	
	発色剤	70	0	70	0	0	0	
	リン酸	64	0	0	64	0	0	
	防カビ剤	214	0	0	204	0	10	
	残留農薬	12,152	640	0	11,304	0	208	
	P	144	144	0	0	0	0	
	重金属	水銀	487	487	0	0	0	0
		その他	84	0	0	84	0	0
	放射能	262	126	2	134	0	0	
	硝酸・亜硝酸	96	0	0	96	0	0	
	抗菌性物質	1,448	1,436	0	0	0	12	
その他	558	158	175	221	0	4		
小 計		28,335	4,531	5,020	15,053	167	3,564	

表 2-6-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置

(平成 22 年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検 体 数		5,123	1,546	507	634	151	2,285
	検 査 件 数		58,175	10,198	8,204	16,705	630	22,438
	不 良 検 体 数		415	59	30	21	0	305
不利益処分件数	営 業 禁 止		-	-	-	-	-	-
	販 売 禁 止		-	-	-	-	-	-
	廃 棄		-	-	-	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-	-	-
	数 量 (kg)		-	-	-	-	-	-
廃棄数量	命令に基づく廃棄		-	-	-	-	-	-
	命令廃棄数量(kg)		-	-	-	-	-	-
	任意廃棄		-	-	-	-	-	-
	任意廃棄数量(kg)		-	-	-	-	-	-
措置件数	注 意 ・ 指 導		403	53	29	18	-	303
	始 末 書		1	-	-	1	-	-
	返 品		-	-	-	-	-	-
	違 反 通 報 等		16	9	1	4	-	2

## 第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はない。食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）が434施設あり（うち、東京都が管轄するのは50施設）、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約18万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について取去検査を実施している。

平成22年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-6-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-6-7のとおり、食鳥肉の取去検査実績は表2-6-8のとおりである。

表2-6-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成22年度）

処理羽数		180,205	
基準適合羽数		180,042	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	3	
	一部廃棄	160	
	小計	163	
理由内訳 基準不適合	生体の基準 廃棄	0	
	体表の基準	全部廃棄	2
		一部廃棄	44
	体壁内側の基準 廃棄	1	
	内臓の基準	当該臓器廃棄	116
内臓全部廃棄		0	

表2-6-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成22年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	5	5	0	0	-
南多摩	4	4	17	0	-
町田	0	0	-	1	2
多摩立川	6	6	31	1	8
多摩府中	14	20	69	5	33
多摩小平	13	17	38	0	-
島しょ	4	4	4	0	-
健康安全研究センター	(2)	(2)	51	(2)	11
東京都計	46	60	210	7	54
《参考》特別区計	369	-	659	48	71
《参考》八王子市	3	-	10	0	-

注 ( ) 内の数字は再掲

表2-6-8 食鳥肉の取去検査実績（平成22年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	114	155	17	76
検査項目数	442	1,116	136	177

## 第7節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のピストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

### 第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわりなく、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

#### 1 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

#### 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

#### 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

### 4 調査結果

#### (1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳(表2-7-1)

#### イ 検査結果

総水銀については、合計440検体を調査した結果、最大値2.18ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、113検体について調査を行い、その結果は、最大値1.73ppm、最小値0.05ppmであった(表2-7-2)。平成22年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、キチジ1検体、クロムツ2検体、ハチジョウアカムツ1検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、クロムツ10検体であった。

表2-7-1 調査対象魚介類等の内訳 (平成22年度)

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	144	362
	貝	23	58
	小計	167	420
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		167	440

【参考】 都が行っている自主規制措置(平成22年7月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成 22 年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	4	4	0.26	0.72	0.18	0	0	—	—	—	宮城、福島、神奈川
2	アオダイ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	鹿児島
3	アオハタ	1	1	0.28	0.28	0.28	1	1	0.14	0.14	0.14	長崎
4	アオメエソ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	千葉
5	アオリイカ	2	2	0.23	0.03	0.13	0	0	—	—	—	青森、鹿児島
6	アカアマダイ	2	2	0.25	0.19	0.22	0	0	—	—	—	京都
7	アカイサキ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	長崎
8	アカカマス	4	4	0.29	0.08	0.19	1	1	0.13	0.13	0.13	高知、長崎、宮崎
9	アカガレイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道
10	アカザエビ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	アイスランド
11	アカシタビラメ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	愛媛
12	アカハタ	2	2	0.21	0.07	0.14	0	0	—	—	—	東京
13	アカムツ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	—	—	—	長崎
14	アカヤガラ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	長崎
15	アサバガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	ロシア
16	アズキハタ	1	1	0.45	0.45	0.45	1	1	0.26	0.26	0.26	長崎
17	アラスカメヌケ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	アメリカ
18	アンコウ	2	2	0.12	0.10	0.11	0	0	—	—	—	青森、中国
19	イサキ	3	3	0.12	0.04	0.08	0	0	—	—	—	鳥取、長崎
20	イシガキダイ	2	2	0.09	0.08	0.09	0	0	—	—	—	東京、長崎
21	イシダイ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	長崎
22	イトヨリダイ	3	3	0.22	0.10	0.17	0	0	—	—	—	山口、長崎、鹿児島
23	イボダイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	神奈川
24	イワシクジラ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北西太平洋
25	インドエビ	2	2	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	ニューカレドニア
26	ウシエビ	3	3	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	ミャンマー、インドネシア
27	ウスメバル	2	2	0.08	0.06	0.07	0	0	—	—	—	青森、石川
28	ウナギ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	愛知
29	ウメイロ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	鹿児島
30	エゾイソアイナメ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	青森
31	オオモンハタ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	高知
32	オキメダイ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	ニュージーランド
33	カサゴ	2	2	0.36	0.15	0.15	2	2	0.21	0.21	0.21	長崎、ニュージーランド
34	カタクチイワシ	2	2	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	静岡、愛知
35	カツオ	6	6	0.25	0.20	0.22	6	1	0.06	0.06	0.06	宮城、千葉、宮崎
36	カラスカレイ	1	1	0.19	0.19	0.19	0	0	—	—	—	中国
37	カラフトマス	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	青森
38	カワハギ	3	3	0.08	0.03	0.06	0	0	—	—	—	神奈川、山口、大分
39	カンパチ	5	5	0.26	0.10	0.16	0	0	—	—	—	三重、愛媛、鹿児島
40	キダイ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	新潟
41	キチジ	2	2	0.67	0.06	0.36	1	1	0.35	0.35	0.35	北海道、韓国
42	キハダ	2	2	0.24	0.13	0.19	1	1	0.13	0.13	0.13	千葉、和歌山
43	キビナゴ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	鹿児島
44	ギンザケ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	チリ
45	ギンダラ	2	2	0.22	0.22	0.22	0	0	—	—	—	アメリカ
46	キンメダイ	6	6	1.15	0.29	0.67	6	6	0.69	0.11	0.39	千葉、静岡、高知、ニュージーランド
47	クロウシノシタ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	徳島
48	クロソイ	3	3	0.34	0.07	0.21	1	1	0.21	0.21	0.21	北海道、宮城
49	クロダイ	3	3	0.51	0.16	0.30	1	1	0.21	0.21	0.21	香川、愛媛、瀬戸内海
50	クロマグロ	7	7	0.76	0.12	0.39	4	4	0.41	0.15	0.24	青森、山口、愛媛、鹿児島、アメリカ、メキシコ
51	クロムツ	22	22	1.03	0.13	0.44	22	22	0.56	0.07	0.29	大分、長崎、鹿児島
52	クロメバル	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	福島
53	ケンサキイカ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	山口
54	コウイカ	3	3	0.03	0.02	0.02	0	0	—	—	—	長崎、兵庫
55	コショウダイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	千葉

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成22年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
56	コノシロ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛媛
57	ゴマサバ	1	1	0.34	0.34	0.34	1	1	0.13	0.13	0.13	宮城
58	コロダイ	1	1	0.25	0.25	0.25	0	0	—	—	—	鹿児島
59	サクラマス	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	青森
60	サケ	3	3	0.04	0.02	0.03	0	0	—	—	—	北海道、岩手
61	サヨリ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	千葉
62	サワラ	6	6	0.08	0.03	0.05	0	0	—	—	—	三陸沖、千葉、鳥取、福岡、韓国
63	サンマ	3	3	0.10	0.07	0.08	0	0	—	—	—	北海道、岩手
64	シシヤモ	2	2	0.04	0.02	0.03	0	0	—	—	—	北海道
65	シバエビ	3	3	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	山口、佐賀
66	シマアジ	5	5	0.37	0.02	0.19	2	2	0.12	0.10	0.11	東京、高知、愛媛、大分
67	ショウサイフグ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	千葉
68	シロアマダイ	2	2	0.49	0.14	0.31	1	1	0.30	0.30	0.30	中国、台湾
69	シロギス	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	長崎
70	シログチ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	三重
71	ジンドウイカ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	宮城
72	スケトウダラ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道
73	スズキ	32	32	0.48	0.07	0.18	24	24	0.27	0.05	0.13	福島、東京、千葉、神奈川、三重、大阪、愛媛
74	スルメイカ	3	3	0.10	0.07	0.08	0	0	—	—	—	千葉、石川、福岡
75	セグロイワシ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	三重
76	ソコイトヨリ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	鹿児島
77	タイセイヨウサケ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	タスマニア
78	タカベ	2	2	0.14	0.13	0.14	0	0	—	—	—	東京、鹿児島
79	タチウオ	4	4	0.18	0.09	0.14	0	0	—	—	—	和歌山、愛媛、宮崎、中国
80	チカ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道
81	チダイ	2	2	0.18	0.16	0.17	0	0	—	—	—	山口、長崎
82	トクビレ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道
83	トビウオ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	千葉
84	トヤマエビ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	北海道
85	トラフグ	3	3	0.12	0.04	0.08	0	0	—	—	—	長野、大分、中国
86	ナガスケジラ	1	1	0.34	0.34	0.34	1	1	0.13	0.13	0.13	アイスランド
87	ニシン	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北海道
88	ハタハタ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道
89	ハチジョウアカムツ	2	2	0.85	0.40	0.63	2	2	0.62	0.21	0.42	東京
90	バナメイエビ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	マレーシア
91	ハマダイ	2	2	0.28	0.14	0.21	0	0	—	—	—	東京
92	ハマチ	2	2	0.20	0.09	0.14	0	0	—	—	—	大分、宮崎
93	ハモ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	—	—	—	兵庫
94	ヒメダイ	1	1	0.26	0.26	0.26	1	1	0.11	0.11	0.11	東京
95	ヒラマサ	4	4	0.28	0.16	0.21	1	1	0.12	0.12	0.12	大分、長崎、宮崎
96	ヒラメ	6	6	0.16	0.06	0.10	0	0	—	—	—	北海道、東京、韓国
97	ブドウイカ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	神奈川
98	ブリ	5	5	0.38	0.07	0.20	1	1	0.14	0.14	0.14	北海道、富山、鳥取、鹿児島
99	ホウボウ	2	2	0.26	0.23	0.24	1	1	0.15	0.15	0.15	福島、愛知
100	ホッケ	3	3	0.09	0.05	0.07	0	0	—	—	—	北海道
101	ホッコクアカエビ	4	4	0.08	0.06	0.07	0	0	—	—	—	北海道
102	ボラ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	千葉、大阪
103	マアジ	5	5	0.05	0.02	0.03	0	0	—	—	—	三重、京都、島根、長崎、鹿児島
104	マアナゴ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	神奈川
105	マイワシ	6	6	0.07	0.02	0.03	0	0	—	—	—	千葉、神奈川、静岡、三重
106	マカジキ	2	2	0.72	0.65	0.69	2	2	0.34	0.25	0.30	宮城、千葉
107	マガレイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道
108	マコガレイ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	福島
109	マゴチ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	広島
110	マサバ	8	8	0.19	0.04	0.12	0	0	—	—	—	千葉、神奈川、兵庫、長崎、大分



表2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成22年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
111	マスノスケ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	ニュージーランド
112	マゼランアイナメ	1	1	0.25	0.25	0.25	1	1	0.14	0.14	0.14	フランス
113	マダイ	7	7	0.54	0.08	0.19	1	1	0.21	0.21	0.21	三重、愛媛、長崎、熊本、鹿児島
114	マダコ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	神奈川
115	マダラ	2	2	0.22	0.09	0.16	0	0	—	—	—	茨城
116	マツカワガレイ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	北海道
117	マトウダイ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	—	—	—	福島
118	マナガツオ	3	3	0.10	0.03	0.06	0	0	—	—	—	瀬戸内海、長崎、韓国
119	マナマコ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	新潟、石川
120	マハタ	3	3	0.24	0.11	0.18	1	1	0.08	0.08	0.08	三重、愛媛
121	マボヤ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	宮城
122	ミズダコ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
123	ミナミマグロ	1	1	0.30	0.30	0.30	1	1	0.12	0.12	0.12	オーストラリア
124	ミンククジラ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	南極海
125	メイタガレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	福島
126	メカジキ	2	2	2.18	1.84	2.01	2	2	1.73	0.91	1.32	千葉、オーストラリア
127	メジナ	2	2	0.04	0.02	0.03	0	0	—	—	—	神奈川
128	メダイ	2	2	0.22	0.04	0.13	0	0	—	—	—	静岡、山口
129	メバチ	1	1	1.66	1.66	1.66	1	1	0.39	0.39	0.39	太平洋
130	メバル	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	福島
131	モロトゲアカエビ	2	2	0.17	0.16	0.16	0	0	—	—	—	北海道
132	ヤナギムシガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	福島
133	ヤリイカ	2	2	0.06	0.01	0.03	0	0	—	—	—	青森、島根
134	ユメカサゴ	20	20	0.62	0.12	0.28	20	20	0.20	0.07	0.14	長崎
135	ヨロイイタチウオ	2	2	0.39	0.26	0.33	2	2	0.30	0.11	0.21	長崎
小計		345	344				113	108				
貝												
1	アサリ	5	5	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	千葉、愛知、三重、中国
2	アカガイ	6	6	0.05	0.01	0.03	0	0	—	—	—	青森、韓国、中国、ロシア
3	イソシジミ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	広島
4	イワガキ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	三重
5	ウバガイ	3	3	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道、福島
6	エゾアワビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	チリ
7	エゾイシカゲガイ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	岩手
8	エゾバイ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	北海道
9	エゾボラ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北海道
10	エッチェウバイ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	—	—	—	山口
11	サザエ	2	2	0.02	0.01	0.02	0	0	—	—	—	静岡
12	タイラギ	4	4	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	韓国
13	トコブシ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	台湾
14	ナミガイ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛知
15	トリガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	香川
16	ハマグリ	6	6	0.03	0.01	0.02	0	0	—	—	—	千葉、中国
17	ホタテガイ	8	8	0.05	0.01	0.02	0	0	—	—	—	北海道、岩手、宮城
18	マガキ	6	6	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	岩手、三重、兵庫、広島
19	マテガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	山口
20	ムラサキイガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛知
21	ヤマトシジミ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	島根
22	ホンピノスガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	千葉
23	モエギイガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	ニュージーランド
小計		58	57				0	0				

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その4)

(平成 22 年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
淡水魚												
1	アマゴ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	高知 静岡、愛知 岩手、宮城 青森 群馬 中国 岩手、宮城 青森 静岡
2	アユ	3	3	0.17	0.03	0.12	0	0	—	—	—	
3	イワナ	2	2	0.17	0.12	0.14	0	0	—	—	—	
4	シラウオ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	
5	コイ	2	2	0.15	0.14	0.14	0	0	—	—	—	
6	ドジョウ	2	2	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	
7	ヤマメ	2	2	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	
8	ワカサギ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	
9	ニジマス	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	
小計		17	17				0	0				
魚介類加工品		20	20	0.21	0.01	0.07	0	0	—	—	—	
総計		440	438				113	108				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

## 第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

## 1 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

## 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

## 4 調査結果

各種食品等のPCB検査結果は表2-7-3及び表2-7-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-7-3 各種食品等のPCB検査結果

(平成22年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)				
				最大	最小	平均		
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	83	28	0.1	ND	0.02	
	内海内湾魚介類	3.0	221	73	1.3	ND	0.03	
	小計	—	304	101				
牛乳	0.1	8	0	0	ND	ND	—	
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	0	ND	ND	—	
育児用粉乳	0.2	5	0	0	ND	ND	—	
食肉	牛肉	0.5	4	0	0	ND	ND	—
	豚肉		4	0	0	ND	ND	—
	鶏肉		4	0	0	ND	ND	—
	牛肝臓		4	0	0	ND	ND	—
	豚肝臓		4	0	0	ND	ND	—
	鶏肝臓等		4	0	0	ND	ND	—
	小計		—	24	0			
卵類	0.2	16	0	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5.0	10	1	1	0.02	ND	0.02	
その他	魚介類加工品等	—	60	26	0.06	ND	0.01	
	食用油脂類	—	14	0	0	ND	—	
	ベビーフード等	—	18	0	0	ND	—	
合計	—	464	128					

注1: NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2: 平均値は、検出した検体の平均値

表 2-7-4 魚介類のPCB調査結果(その1)

(平成 22 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アオメエソ	1	0	ND	ND	—	千葉
2		アカシタピラメ	1	0	ND	ND	—	愛媛
3		アサバガレイ	1	0	ND	ND	—	ロシア
4		アラスカメヌケ	1	1	0.01	0.01	0.01	アメリカ
5		アンコウ	2	0	ND	ND	—	青森、中国
6		イワシクジラ	1	0	ND	ND	—	北西太平洋
7		カツオ	6	1	0.01	ND	0.01	宮城、千葉、宮崎
8		カラスガレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	中国
9		カラフトマス	1	0	ND	ND	—	青森
10		キチジ	2	1	0.02	ND	0.02	北海道、韓国
11		キハダ	2	1	0.04	ND	0.04	千葉、和歌山
12		ギンザケ	1	0	ND	ND	—	チリ
13		ギンダラ	2	2	0.02	0.02	0.02	アメリカ
14		クロウシノシタ	1	1	0.01	0.01	0.01	徳島
15		クロマグロ	7	6	0.10	ND	0.07	青森、島根、山口、鹿児島、アメリカ、メキシコ
16		ゴマサバ	1	0	ND	ND	—	宮城
17		サケ	3	1	0.02	ND	0.02	北海道、岩手
18		サンマ	3	0	ND	ND	—	北海道、岩手
19	0.5	スケトウダラ	1	0	ND	ND	—	北海道
20	ppm	スルメイカ	3	0	ND	ND	—	千葉、石川、福岡
21	遠洋 沖合 産魚介類	セグロイワシ	1	1	0.03	0.03	0.03	三重
22		トビウオ	1	0	ND	ND	—	千葉
23		ナガスクジラ	1	0	ND	ND	—	アイスランド
24		ニシン	1	0	ND	ND	—	北海道
25		ハタハタ	1	0	ND	ND	—	北海道
26		ハマダイ	2	0	ND	ND	—	東京
27		ヒラメ	5	2	0.03	ND	0.02	北海道、東京、韓国
28		ホッケ	2	0	ND	ND	—	北海道
29		マイワシ	5	2	0.02	ND	0.02	千葉、神奈川、静岡、三重
30		マカジキ	2	2	0.05	0.01	0.03	宮城、千葉
31		マガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
32		マコガレイ	1	0	ND	ND	—	福島
33		マサバ	5	3	0.04	ND	0.02	千葉、神奈川、長崎
34		マスノスケ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド*
35	マゼランアイナメ	1	0	ND	ND	—	フランス	
36	マダラ	2	0	ND	ND	—	茨城	
37	マツカワガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道	
38	ミナミマグロ	1	1	0.02	0.02	0.02	オーストラリア	
39	ミンククジラ	1	0	ND	ND	—	南極海	
40	メイタガレイ	1	0	ND	ND	—	福島	
41	メカジキ	2	2	0.04	0.02	0.03	千葉、オーストラリア	
42	メバチ	1	0	ND	ND	—	太平洋	
43	ヤナギムシガレイ	1	0	ND	ND	—	福島	
小計			81	28				
1	3 ppm 内海 内湾 産魚介類	アイナメ	4	1	0.02	ND	0.02	宮城、福島、神奈川
2		アオダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	鹿児島
3		アオハタ	1	0	ND	ND	—	長崎
4		アオリイカ	2	0	ND	ND	—	青森、鹿児島
5		アカアマダイ	2	0	ND	ND	—	京都
6		アカイサキ	1	0	ND	ND	—	長崎
7		アカガイ	3	0	ND	ND	—	青森、ロシア、中国
8		アカカマス	4	2	0.02	ND	0.02	高知、長崎、宮崎
9		アカザエビ	1	0	ND	ND	—	アイスランド
10		アカハタ	2	0	ND	ND	—	東京
11		アカムツ	1	1	0.02	0.02	0.02	長崎
12		アカヤガラ	1	0	ND	ND	—	長崎
13		アサリ	3	0	ND	ND	—	千葉、愛知、中国
14		アズキハタ	1	1	0.03	0.03	0.03	長崎
15		アユ	2	0	ND	ND	—	静岡、愛知

表 2-7-4 魚介類のPCB調査結果(その2)

(平成22年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
16		イサキ	3	2	0.02	ND	0.02	鳥取、長崎
17		イシガキダイ	2	1	0.02	ND	0.02	東京、長崎
18		イシダイ	1	1	0.07	0.07	0.07	長崎
19		イソシジミ	1	0	ND	ND	—	広島
20		イトヨリダイ	3	0	ND	ND	—	山口、長崎、鹿児島
21		イボダイ	1	1	0.02	0.02	0.02	神奈川
22		イワガキ	1	0	ND	ND	—	三重
23		イワナ	1	0	ND	ND	—	岩手
24		インドエビ	1	0	ND	ND	—	ニューカレドニア
25		ウシエビ	2	0	ND	ND	—	インドネシア、ミャンマー
26		ウスメバル	1	0	ND	ND	—	青森
27		ウナギ	1	1	0.03	0.03	0.03	愛知
28		ウバガイ	2	0	ND	ND	—	北海道、福島
29		ウメイロ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
30		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—	チリ
31		エゾイシカゲガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	岩手
32		エゾイソアイナメ	1	0	ND	ND	—	青森
33		エゾバイ	1	0	ND	ND	—	北海道
34		エゾボラ	1	0	ND	ND	—	北海道
35		エッチュウバイ	1	0	ND	ND	—	山口
36		オオモンハタ	1	0	ND	ND	—	高知
37		オキメダイ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
38		カサゴ	2	0	ND	ND	—	長崎、ニュージーランド
39		カタクチイワシ	2	1	0.02	ND	0.02	静岡、愛知
40		カワハギ	3	0	ND	ND	—	神奈川、山口、大分
41		カンパチ	2	2	0.02	0.02	0.02	愛媛、鹿児島
42		キダイ	1	0	ND	ND	—	新潟
43		キビナゴ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
44		キンメダイ	6	5	0.08	ND	0.04	千葉、静岡、高知、ニュージーランド
45		クロソイ	1	0	ND	ND	—	北海道
46		クロダイ	3	2	0.01	ND	0.01	香川、愛媛、瀬戸内海
47		クロムツ	2	0	ND	ND	—	大分、鹿児島
48		クロメバル	1	0	ND	ND	—	福島
49		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	—	山口
50		コイ	1	0	ND	ND	—	群馬
51		コウイカ	2	0	ND	ND	—	兵庫、長崎
52		コショウダイ	1	0	ND	ND	—	千葉
53		コノシロ	1	0	ND	ND	—	愛媛
54		コロダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
55		サクラマス	1	1	0.02	0.02	0.02	青森
56		サザエ	1	1	0.03	0.03	0.03	静岡
57		サヨリ	1	0	ND	ND	—	千葉
58		サワフ	6	5	0.02	ND	0.01	岩手、千葉、福岡、韓国
59		シシヤモ	2	0	ND	ND	—	北海道
60		シバエビ	1	0	ND	ND	—	山口
61		シマアジ	3	2	0.03	ND	0.03	東京、愛媛
62		シロアマダイ	2	0	ND	ND	—	中国、台湾
63		シロギス	1	0	ND	ND	—	長崎
64		シログチ	1	1	0.02	0.02	0.02	三重
65		ジンドウイカ	1	0	ND	ND	—	宮城
66		スズキ	30	27	1.30	ND	0.18	福島、千葉、東京、神奈川、三重、愛媛
67		ソコイトヨリ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
68		タイラギ	2	0	ND	ND	—	韓国
69		タカベ	2	0	ND	ND	—	東京、鹿児島
70		タチウオ	3	1	0.02	ND	0.02	和歌山、宮崎、中国
71		チカ	1	0	ND	ND	—	北海道
72		チダイ	2	0	ND	ND	—	山口、長崎
73		トクビレ	1	0	ND	ND	—	北海道
74		トコブシ	1	0	ND	ND	—	台湾
75		ドジョウ	1	0	ND	ND	—	中国
76		トヤマエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
77		トラフグ	2	0	ND	ND	—	大分、中国
78		トリガイ	1	0	ND	ND	—	香川
79		ハチジョウアカムツ	2	0	ND	ND	—	東京
80		ハマグリ	4	0	ND	ND	—	千葉、中国

表 2-7-4 魚介類のPCB調査結果(その3)

(平成 22 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
81		ハモ	1	1	0.04	0.04	0.04	兵庫
82		ヒメダイ	1	0	ND	ND	—	東京
83		ヒラマサ	2	1	0.03	ND	0.03	長崎、大分
84		ブドウイカ	1	0	ND	ND	—	神奈川
85		ブリ	5	3	0.05	ND	0.03	北海道、富山、鳥取、鹿児島
86		ホウボウ	2	0	ND	ND	—	福島、愛知
87		ホタテガイ	3	0	ND	ND	—	北海道、岩手
88		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
89		ボラ	2	2	0.08	0.05	0.07	千葉、大阪
90		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	—	千葉
91		マアジ	5	0	ND	ND	—	三重、京都、島根、長崎、鹿児島
92		マアナゴ	1	1	0.05	0.05	0.05	神奈川
93		マガキ	3	0	ND	ND	—	岩手、三重、広島
94		マゴチ	1	0	ND	ND	—	広島
95		マダイ	5	0	ND	ND	—	愛媛、長崎、鹿児島
96	3	マダコ	1	0	ND	ND	—	神奈川
97	ppm	マテガイ	1	0	ND	ND	—	山口
98		マトウダイ	1	0	ND	ND	—	福島
99		マナガツオ	3	1	0.01	ND	0.01	瀬戸内海、長崎、韓国
100		マナマコ	2	0	ND	ND	—	新潟、石川
101		マハタ	1	0	ND	ND	—	愛媛
102		マボヤ	1	0	ND	ND	—	宮城
103		ミズダコ	1	0	ND	ND	—	北海道
104		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	—	愛知
105		メジナ	2	1	0.01	ND	0.01	神奈川県
106		メダイ	2	1	0.02	ND	0.02	静岡、山口
107		メバル	1	0	ND	ND	—	福島
108		モエギイガイ	1	0	ND	ND	—	ニュー・ラント*
109		モロトゲアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
110		ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	—	島根
111		ヤマメ	1	0	ND	ND	—	岩手
112		ヤリイカ	2	0	ND	ND	—	青森、島根
113		ヨロイイタチウオ	2	0	ND	ND	—	長崎
114		ワカサギ	1	1	0.03	0.03	0.03	青森
小計			223	73				
魚介類計			304	101				
食品等			160	27	0.06	ND	0.02	
総計			464	128				

注1 NDは検出限界値(0.01ppm)未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

## 第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド(TBTO)等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

## 1 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

## 3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

## 4 調査結果

TBTOについては、120魚種220検体を調査した結果、最大値0.15ppm、最小値検出限界値未満であった(表2-7-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6 $\mu$ g/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.67ppmを指標として、この濃度を越えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-7-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-7-5 TPT等の検査結果 (平成22年度)

物質名	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)		
			最大	最小	平均
TPT	180	56	0.06	ND	0.01
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	0	ND	0.002
	Cis-クロルデン	40	3	0.001	ND
	オキシクロルデン	40	0	ND	—
	Trans-ナクロル	40	5	0.001	ND
	Cis-ナクロル	40	4	0.001	ND
ドリソリン類	アルドリソリン	40	1	0.001	ND
	ディアルドリソリン	40	0	ND	—
	エンドリン	40	0	ND	—
その他農薬	16	0	ND	ND	—

注1 NDは、検出限界値未満のもの  
TPT・その他の農薬：0.01ppm  
クロルデン類・ドリソリン類：0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表2-7-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(平成22年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	I 群	魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	2	0	ND	ND	—	静岡
2		イワナ	1	0	ND	ND	—	宮城
3		ウナギ	3	0	ND	ND	—	静岡、愛知、台湾
4		カワハギ	2	1	0.02	ND	0.02	三重、大分
5		カンパチ	2	1	0.01	ND	0.01	東京、高知
6		クエ	1	0	ND	ND	—	愛媛
7		クロソイ	1	0	ND	ND	—	宮城
8		クロマグロ	4	2	0.01	ND	0.01	長崎、鹿児島、イタリア、スペイン
9		シマアジ	4	0	ND	ND	—	愛媛、大分
10		スズキ	2	1	0.04	ND	0.04	神奈川、愛媛
11		タイヘイヨウサケ	1	0	ND	ND	—	ノルウェー
12		トラフグ	1	0	ND	ND	—	大分
13		ニジマス	1	0	ND	ND	—	ノルウェー
14		ヒラマサ	2	0	ND	ND	—	長崎、大分
15		ヒラメ	4	0	ND	ND	—	愛知、大分、熊本、韓国
16		ブリ	2	0	ND	ND	—	宮崎、鹿児島
17		ホッケ	1	0	ND	ND	—	北海道
18		マサバ	2	1	0.03	ND	0.03	兵庫、大分
19		マスノスケ	2	0	ND	ND	—	ニュージーランド
20		マダイ	4	1	0.01	ND	0.01	三重、愛媛、熊本
21		マハタ	3	1	0.01	ND	0.01	三重、愛媛
22		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	—	オーストラリア
小計			46	8				
1	II 群	内湾で養殖される 魚介類	1	0	ND	ND	—	韓国
2		アカガイ	2	0	ND	ND	—	インドネシア
3		ウシエビ	1	0	ND	ND	—	岩手
4		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—	岩手
5		エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	—	岩手
6		クルマエビ	2	0	ND	ND	—	沖縄
7		クロアワビ	1	0	ND	ND	—	韓国
8		トコブシ	2	0	ND	ND	—	韓国、台湾
9		バナメイ	2	0	ND	ND	—	インドネシア、マレーシア
10		ハマグリ	1	0	ND	ND	—	中国
11		フクトコブシ	1	0	ND	ND	—	台湾
12		ベナエウス・スティロストリス (注3)	2	0	ND	ND	—	ニューカレドニア
13		ホタテガイ	5	3	0.01	ND	0.01	岩手、宮城
14		マガキ	5	1	0.04	ND	0.04	北海道、岩手、宮城
14	マボヤ	1	0	ND	ND	—	宮城	
小計			27	4				
1	III 群	内湾で漁獲される 魚介類	2	0	ND	ND	—	北海道、福島
2		アイナメ	1	0	ND	ND	—	長崎
3		アオリイカ	1	0	ND	ND	—	青森
4		アカガイ	2	1	0.01	ND	0.01	三重、鹿児島
5		アカカマス	2	0	ND	ND	—	福岡、宮崎
6		アカムツ	4	1	0.01	ND	0.01	千葉、愛知、三重
7		アサリ	1	0	ND	ND	—	福岡
8		イサキ	1	0	ND	ND	—	長崎
9		イボダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
10		イワガキ	1	1	0.01	0.01	0.01	富山
11		ウスメバル	2	0	ND	ND	—	青森、石川
12		ウバガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
13		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	—	青森
14		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—	チリ
15		カサゴ	1	0	ND	ND	—	長崎
16		キンメダイ	3	0	ND	ND	—	千葉、静岡
17		クロダイ	2	0	ND	ND	—	岡山、香川
18		クロメバル	1	0	ND	ND	—	福島
19		クロムツ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
20		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	—	山口
21		サザエ	1	0	ND	ND	—	新潟
22		サヨリ	1	0	ND	ND	—	千葉
23		サワラ	3	0	ND	ND	—	山形、石川、福岡
24		シシャモ	1	0	ND	ND	—	北海道
25		ショウサイフグ	1	0	ND	ND	—	千葉
26		シマアジ	1	0	ND	ND	—	東京
27		シロギス	2	0	ND	ND	—	東京、長崎
28		スズキ	27	19	0.15	ND	0.02	千葉、東京、神奈川、三重、大阪
29		ソコイトヨリ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
30		タイラギ	1	0	ND	ND	—	韓国
30	タカベ	1	0	ND	ND	—	東京	



表2-7-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(平成22年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
31	III 群	タチウオ	3	2	0.01	ND	0.01	愛媛、和歌山
32		チダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
33		トヤマエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	北海道
34		ナミガイ	1	0	ND	ND	—	愛知
35		バナナエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
36		ハマグリ	1	0	ND	ND	—	中国
37		ハモ	1	0	ND	ND	—	兵庫
38		ヒラマサ	1	0	ND	ND	—	福岡
39		ブリ	4	0	ND	ND	—	石川、鳥取、島根
40		ホウボウ	1	0	ND	ND	—	愛媛
41		ホタテガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	宮城
42		ホッコクアカエビ	3	0	ND	ND	—	北海道
43		ボラ	1	0	ND	ND	—	千葉
44		マアジ	3	0	ND	ND	—	佐賀、鹿児島
45		マアナゴ	3	1	0.02	ND	0.02	福島、神奈川
46		マサバ	1	0	ND	ND	—	神奈川
47		マダイ	1	0	ND	ND	—	日本海
48		マダコ	1	0	ND	ND	—	モーリタニア
49		メダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
50		メバル	1	0	ND	ND	—	北海道
51		モロトグアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
52		ヤリイカ	1	0	ND	ND	—	愛知
53		ヨロイイタチウオ	1	0	ND	ND	—	長崎
小計			103	28				
1	IV 群	アカイカ	1	0	ND	ND	—	山口
2		アカガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
3		アカシタピラメ	1	0	ND	ND	—	徳島
4		アンコウ	1	0	ND	ND	—	青森
5		イワシクジラ	1	0	ND	ND	—	東京
6		カタクチイワシ	1	0	ND	ND	—	静岡
7		カツオ	2	0	ND	ND	—	千葉、宮崎
8		キハダ	2	0	ND	ND	—	千葉、和歌山
9		キチジ	1	0	ND	ND	—	宮城
10		ギンダラ	1	0	ND	ND	—	東京
11		クロガシラガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
12		クロマグロ	3	1	0.01	ND	0.01	愛媛、福岡、カナダ
13		コウイカ	1	0	ND	ND	—	長崎
14		ゴマサバ	1	0	ND	ND	—	三重
15		サケ	1	0	ND	ND	—	北海道
16		サンマ	2	0	ND	ND	—	北海道
17		シロザケ	2	0	ND	ND	—	北海道
18		スルメイカ	2	0	ND	ND	—	千葉
19		トビウオ	1	0	ND	ND	—	神奈川
20		ハタハタ	1	0	ND	ND	—	北海道
21		ハマダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
22		ヒラメ	2	0	ND	ND	—	北海道
23		ピンナガ	2	0	ND	ND	—	太平洋
24		マイワシ	2	0	ND	ND	—	千葉、静岡
25		マガレイ	2	0	ND	ND	—	北海道、千葉
26		マコガレイ	1	0	ND	ND	—	茨城
27		マサバ	1	0	ND	ND	—	神奈川
28		マダラ	1	0	ND	ND	—	北海道
29		メイタガレイ	1	0	ND	ND	—	福島
30		メカジキ	2	0	ND	ND	—	千葉、オーストラリア
31		メバチ	2	0	ND	ND	—	日本東沖、インドネシア
小計			44	1				
総計			220	41				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

注3 標準和名がないため、学名で記載

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナーPCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

福祉保健局では都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類中の化学物質について調査を行っている。

平成 22 年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

ボラ 7 検体（隅田川河口 1 検体、漁場 1、2 ポイント各 3 検体）、スズキ、マアナゴ、マコガレイ 各 8 検体（隅田川河口 2 検体、漁場 1、2 ポイント各 3 検体）、アサリ 6 検体（三枚洲、羽田沖各 3 検体）、計 37 検体

(2) 貝類採取地点

東京都内湾の次の地点

※平成18年まで採集を行っていた羽田空港南岸が羽田空港拡張工事に伴い、制限されているため、漁場 1 は城南島北側沿岸、漁場 2 は羽田空港北側沿岸へ変更を行った。

魚類：隅田川河口、漁場 1（城南島北側沿岸）、漁場 2（羽田空港北側沿岸）

アサリ：羽田沖（多摩川河口部）

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網により、マアナゴはアナゴ筒により、アサリはジョレン等を用いて採取した。なお、採取については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ、マコガレイは皮付き）約100gを、貝類は、むき身約100gを1検体とした。なお、1個体で必要量を確保できない場合は、複数個体を合わせて1検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

水分含有量、脂肪含有量、ダイオキシン類濃度（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）14種類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）15種類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、Co-PCB）12種類の異性体）。

なお、検出下限未満（ND）の数値は0として、ダイオキシン類濃度の計算をした。PCDD、PCDF及びコプラナーPCBの内訳は、表2-7-7のとおり。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

水分含有量、脂肪含有量、PCB、DDT及びその代謝物、トリブチルスズ、トリフェニルスズ、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノールとした。

分析対象物質の内訳は表2-7-8のとおり。

(6) 方法

ア 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

イ 脂肪含有量

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・エーテル抽出法

ウ ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。

エ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(7) PCB

GC/BCDを用いて測定

(イ) トリブチルスズ、トリフェニルスズ

GC/FPDを用いて測定

(ウ) DDT、DDE、DDD、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

GC/MSを用いて測定

(7) 検出下限

ア ダイオキシン類

(7) PCDD 及び PCDF

4,5塩化物 : 0.01pg/g

6,7塩化物 : 0.05pg/g

8塩化物 : 0.1pg/g

(イ) コプラナーPCB

0.1pg/g

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(7) PCB

0.001 μg/g

(イ) DDT、DDE、DDD、トリブチルスズ、トリフェニ

ルスズ、ベンゾフェノン、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

0.001 μg/g

(7) アルキルフェノール類 (ノニルフェノールを除く)

0.0015 μg/g

(エ) ノニルフェノール

0.02 μg/g

(オ) アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

0.01 μg/g

(8) 分析機関

健康安全研究センター

表2-7-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

1 PCDD、PCDF

項目名		
P C D D	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD 1, 3, 6, 8-TCDD 1, 3, 7, 9-TCDD その他
	5塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD 1, 2, 3, 4, 7-PCDD その他
	6塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD 1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD その他
	7塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD その他
Octa-CDD		

項目名		
P C D F	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF 1, 3, 6, 8-TCDF その他
	5塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF 1, 2, 3, 7, 8-PCDF その他
	6塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF その他
	7塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF その他
Octa-CDF		

2 コプラナーPCB

項目名 (non-ortho)	
4塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77) 3, 4, 4', 5-TCB (#81)
5塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)
6塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)

項目名 (mono-ortho)	
5塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105) 2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114) 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118) 2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)
6塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156) 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157) 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)
7塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)

表 2-7-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目（内訳）

番号	物質名	内訳
2	PCB	
5	ペンタクロロフェノール	
18	DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT
19	DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE p, p'-DDE o, p'-DDD p, p'-DDD
33	トリブチルスズ	トリブチルスズ
34	トリフェニルスズ	トリフェニルスズ
36	アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-t-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール ノニルフェノール
44	2,4-ジクロロロフェノール	
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	
46	ベンゾフェノン	

※ 番号は、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」（環境省）に拠った。

2 調査結果（表2-7-9から表2-7-11）

(1) ダイオキシン類（表2-7-9から表2-7-11）

ア 魚類全体のダイオキシン類濃度は、隅田川河口が 1.84pg-TEQ/g (5.6%)、漁場1が 2.93pg-TEQ/g (6.0%)、漁場2が 2.06 pg-TEQ/g (5.1%)であった。

※( )内は総脂肪

イ アサリのダイオキシン類濃度は、魚類よりも低い値を示した。

ウ 今年度も、比較的脂肪分が高いマアナゴやボラで平均濃度が高くなる傾向が見られた。

エ 東京都福祉保健局が実施した「平成22年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査（トータルダイエット調査）」によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.78 pg-TEQ/kg-bw/dayであった（魚介類からの摂取は 0.63 pg-TEQ/kg-bw/day）。

食事由来の化学物質曝露量推計調査では、通常の食生活における調理加工した食品を調査対象としているため単純に比較はできないが、仮に、都民が内海内湾産魚介類について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとして置き換えて一日のダイオキシン類摂取量を試算した。すると、魚介類全体からのダイオキシン類摂取量は

1.12 pg-TEQ/kg-bw/day、食事全体からのダイオキシン類摂取量は 1.27 pg-TEQ/kg-bw/day（平成21年度 1.73 pg-TEQ/kg-bw/day）となり、「ダイオキシン類対策特別措置法」における耐容一日摂取量：4 pg-TEQ/kg-bw/dayを下回る。

(ア) 内海内湾産魚介類と遠洋沖合魚介類の摂取割合 1:3（農林水産省・平成7年食糧需給表）

(イ) 内海内湾産魚介類の摂取量 51.8 (g) <生魚介類の摂取量> / 4 = 13.0 (g)

(ウ) 内海内湾産魚介類摂取量について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとした際のダイオキシン類摂取量 2.28 (pg-TEQ/g) × 13.0 (g) / 50 (kg-bw) = 0.59 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(エ) 内海内湾産魚介類以外の魚介類からのダイオキシン類摂取量 0.63 (pg-TEQ/kg-bw/day) × 65.1 (g) / 78.1 (g) <魚介類の摂取量> = 0.53 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(イ) 魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量 0.15 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(カ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量 (ウ)+(エ)+(イ) = 1.27 (pg-TEQ/kg-bw/day)

以上、東京湾産魚類のダイオキシン類濃度（漁場の平均：2.28pg-TEQ/g）以外の数値は、「平成22年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査結果」（平成22年7月東京都福祉保健局）から引用した。

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

ア PCB及びトリブチルスズは、全ての検体から検出された。魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口の地点が0.065μg/g、漁場1の地点が0.127μg/g、漁場2の地点が0.077μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.004μg/gであった。（21

年度魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口：0.085μg/g、漁場1：0.060μg/g、漁場2：0.051μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.022μg/gであった。）

※各魚場の魚類の脂肪量は（1）ア参照

イ o,p'-DDE、p,p'-DDE、p,p'-DDD、トリフェニルスズは全ての魚類から検出された。アルキルフェノール類は全ての魚類から検出されなかった。アサリはPCB、トリブチルスズを検出した。

(ND=0、単位：pg-TEQ/g)  
WHO-2006 TEFを使用

表 2-7-8 ダイオキシン類濃度(平均)

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナー -PCB	ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナー PCB
魚類全体	隅田川河口部	5.6	1.84	0.38	1.46	90	17	73
	漁場 1	6.0	2.93	0.44	2.49	90	18	72
	漁場 2	5.1	2.06	0.34	1.72	72	12	60
	漁場全体	5.5	2.28	0.39	1.89	84	15	69
ボラ	隅田川河口部	7.4	1.56	0.58	0.98	21	8	13
	漁場 1	7.2	5.49	0.68	4.80	75	9	65
	漁場 2	5.3	2.60	0.58	2.02	47	11	36
スズキ	隅田川河口部	2.2	1.38	0.26	1.12	64	12	52
	漁場 1	2.2	2.04	0.30	1.74	98	14	84
	漁場 2	2.4	1.98	0.32	1.65	94	15	79
マアナゴ	隅田川河口部	12.3	2.88	0.40	2.48	24	3	20
	漁場 1	14.0	3.33	0.58	2.76	24	4	20
	漁場 2	12.0	2.97	0.36	2.61	25	3	22
カレイ	隅田川河口部	0.6	1.52	0.27	1.25	253	45	208
	漁場 1	0.5	0.86	0.22	0.64	163	42	121
	漁場 2	0.6	0.69	0.10	0.59	121	17	104
アサリ	三枚州	0.9	0.05	0.01	0.04	6	1	5
	羽田沖	0.8	0.04	0.00	0.04	6	1	5

表 2-7-10 ダイオキシン類濃度 (平成 22 年度)

WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚 種	採取地点	調査 地点 番号	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度			脂肪 1g 当たりの 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度		
					ダイオキシ ン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシ ン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
1	ボラ	隅田川河口部	ST-A	7.4	1.56	0.58	0.98	21	7.9	13
2				-	-	-	-	-	-	-
3		漁 場 1	ST-B	6.9	2.96	0.36	2.60	43	5.3	38
4				7.5	10.27	1.02	9.25	137	14	123
5				7.3	3.22	0.66	2.56	44	9.0	35
6		漁 場 2	ST-C	4.8	2.39	0.72	1.67	50	15	35
7				4.2	1.30	0.32	0.98	31	7.6	23
8				6.8	4.12	0.70	3.42	61	10	50
9	スズキ	隅田川河口部	ST-A	2.5	1.39	0.28	1.11	56	11	44
10				1.9	1.38	0.24	1.14	72	12	60
11		漁 場 1	ST-B	2.7	3.20	0.36	2.84	119	13	105
12				3.2	2.28	0.44	1.84	71	14	58
13				0.6	0.63	0.10	0.53	105	16	89
14		漁 場 2	ST-C	1.5	2.30	0.35	1.94	153	24	130
15				2.7	1.77	0.26	1.52	66	9.5	56
16				2.9	1.86	0.36	1.50	64	12	52
17	マアナゴ	隅田川河口部	ST-A	12.2	2.89	0.39	2.49	24	3.2	20
18				12.3	2.88	0.41	2.46	23	3.4	20
19		漁 場 1	ST-B	13.7	3.57	0.63	2.94	26	4.6	21
20				14.5	3.30	0.56	2.74	23	3.9	19
21				13.7	3.13	0.54	2.59	23	3.9	19
22		漁 場 2	ST-C	10.9	2.56	0.33	2.23	23	3.0	20
23				11.9	2.66	0.35	2.31	22	3.0	19
24				13.2	3.70	0.40	3.30	28	3.1	25
25	カレイ	隅田川河口部	ST-A	0.6	1.45	0.28	1.17	242	47	195
26				0.6	1.58	0.26	1.32	264	43	221
27		漁 場 1	ST-B	0.5	0.72	0.20	0.52	144	41	103
28				0.5	1.06	0.34	0.73	212	67	145
29				0.6	0.80	0.12	0.69	134	20	114
30		漁 場 2	ST-C	0.5	0.52	0.07	0.45	103	14	89
31				0.6	0.76	0.12	0.64	127	20	107
32				0.6	0.79	0.10	0.70	132	16	116
33	アサリ	三枚州 1	ST-1	1.1	0.06	0.01	0.04	5.0	1.2	3.8
34				0.7	0.05	0.01	0.04	7.1	1.9	5.2
35				0.8	0.05	0.01	0.04	5.7	1.2	4.6
36		羽田沖 1	ST-2	0.7	0.04	0.01	0.04	6.2	0.7	5.5
37				0.8	0.04	0.00	0.04	5.4	0.5	4.9
38				0.6	0.04	0.00	0.03	5.9	0.6	5.3

表 2-7-11 内分泌かく乱化学物質濃度 (平成 22 年度)

(ND=0、単位: µg/g(湿重量))

番号	生物種	採取地点	調査地点番号	水分 %	脂肪分 %	PCB	DDT		DDE, DDD				TBT	TPP	アルキルフェノール類										
							o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD	p,p'-DDD			アルキルフェノール類				n-ノルフェノール	p,p'-ジクロロフェノール	p,p'-ジクロロフェノール	p,p'-ジクロロフェノール	p,p'-ジクロロフェノール		
															4-tert-ブチルフェノール	4-n-ヘキシルフェノール	4-n-オクチルフェノール	4-n-デシルフェノール						4-tert-ブチルフェノール	4-n-オクチルフェノール
1	ボラ	隅田川河口部	ST.A	71.9	7.4	0.052	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
2				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3		漁場 1	ST.B	73.2	6.9	0.144	0.002	0.006	ND	0.006	ND	0.003	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
4				71.5	7.6	0.495	ND	ND	ND	0.004	ND	0.002	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
5				71.4	7.3	0.131	ND	0.001	ND	0.004	ND	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
6				73.2	4.8	0.090	ND	0.001	ND	0.003	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
7		漁場 2	ST.C	73.6	4.2	0.054	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
8				71.0	6.8	0.179	ND	0.002	ND	0.007	ND	0.003	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
9	スズキ	隅田川河口部	ST.A	77.6	2.5	0.057	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
10				77.2	1.9	0.059	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.007	0.019	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
11		漁場 1	ST.B	75.7	2.7	0.247	ND	ND	ND	0.005	ND	0.002	0.014	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
12				76.2	3.2	0.084	ND	ND	ND	0.004	ND	0.001	0.008	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
13				79.3	0.6	0.028	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.003	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
14				79.2	1.5	0.091	ND	ND	0.001	0.006	ND	0.001	0.003	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
15		漁場 2	ST.C	77.6	2.7	0.074	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.004	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
16				76.6	2.9	0.079	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.003	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
17	マアサリ	隅田川河口部	ST.A	68.6	12.2	0.079	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
18				65.5	12.3	0.086	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
19		漁場 1	ST.B	65.5	13.7	0.107	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	0.003	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
20				66.3	14.6	0.094	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.003	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
21				67.9	13.7	0.088	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
22				70.5	10.9	0.071	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
23		漁場 2	ST.C	69.2	11.9	0.085	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.004	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
24				68.0	13.2	0.122	ND	ND	ND	0.008	ND	0.002	0.004	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
25	カレイ	隅田川河口部	ST.A	78.2	0.6	0.056	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
26				79.8	0.6	0.068	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
27		漁場 1	ST.B	78.1	0.5	0.056	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.003	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
28				78.3	0.5	0.014	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
29				78.9	0.6	0.033	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.006	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
30				77.7	0.5	0.021	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
31		漁場 2	ST.C	79.0	0.6	0.029	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.004	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
32				79.5	0.6	0.032	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	0.006	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
33	アサリ	三枚州	ST.1	86.5	1.1	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
34				87.9	0.7	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
35				88.7	0.8	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
36				87.2	0.7	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
37		羽田沖	ST.2	87.2	0.8	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
38				87.7	0.6	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
検出下限値						0.001	0.001		0.001				0.001	0.001	0.0015				0.02	0.0015		0.001	0.01	0.001	0.001

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の化学物質については、流通魚介類の汚染状況を把握するため、調査を実施している。これらの物質については、平成11年より内分泌かく乱作用の観点から検出下限を1ppb(0.001mg/kg)として調査を実施した。

平成22年度の結果は以下のとおりである。

1 調査期間

平成22年4月から平成23年3月まで

2 調査の概要（表2-7-12、表2-7-13）

(1) 調査対象物質及び検体数（表2-7-12）

中央卸売市場に流通する魚介類 138 種の可食部 300 検体

表2-7-12 調査対象物質及び検体数

検査対象物質	魚種	検体数
ポリ塩化ビフェニール	104	160
トリブチルスズ	81	140
トリフェニルスズ	81	140
ドリソ類	アルドリソ	20
	エンドリソ	20
	ディルドリソ	20
クロルデン類	trans-クロルデン	20
	cis-クロルデン	20
	オキシクロルデン	20
	trans-ノナクロル	20
	cis-ノナクロル	20
合計		760

(2) 分析方法及び検出下限は、表2-7-13のとおりである。

表2-7-13 分析方法及び検出下限

調査対象物質	略号	分析方法
ポリ塩化ビフェニール	PCB	溶媒抽出、GC/ECD法
トリブチルスズ	TBT	溶媒抽出、GC/FPD法
トリフェニルスズ	TPT	溶媒抽出、GC/FPD法
アルドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
エンドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
ディルドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
オキシクロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法

※検出下限は、全ての調査対象物質において、1ppb

3 検査機関

健康安全研究センター

財団法人 日本食品分析センター

4 調査結果（表2-7-14から表2-7-20）

各物質の検出結果は表2-7-14、表2-7-15のとおりである。なお、魚種毎の検出結果は、表2-7-16から表2-7-20のとおりである。

(1) ポリ塩化ビフェニール（PCB）

160 検体中 144 検体（90.0%）からポリ塩化ビフェニールを検出した。最大値は、スズキの1,300ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類\*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、81 魚種中 72 魚種（91.3%）から PCB が検出され、平均値は 41ppb であった。遠海性魚介類は、23 魚種中 21 魚種（89.4%）から PCB が検出され、平均値は 10ppb であった。

※ 近海性魚介類と遠海性魚介類の分類は、昭和47年8月24日付課食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」を参考に行った。なお、近海性魚介類には輸入魚介類を含む。

(2) トリブチルスズ（TBT）

140 検体中 79 検体（56.4%）からトリブチルスズが検出された。最大値は、スズキの150ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類\*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、60 魚種中 32 魚種（53.3%）から TBT が検出され、検出値の平均値は 6ppb であった。遠海性魚介類は、21 魚種中 8 魚種（38.1%）から TBT が検出され、検出値の平均値は 2ppb であった。

(3) トリフェニルスズ（TPT）

140 検体中 100 検体（71.4%）からトリフェニルスズが検出された。最大値は、クロマグロの52ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類\*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、60 魚種中 43 魚種（71.7%）から TPT が検出され、検出値の平均値は 6ppb であった。遠海性魚介類は、21 魚種中 16 魚種（76.2%）から TPT が検出され、検出値の平均値は 6ppb であった。



## (4) 農薬類

40 検体を検査した。ドリソ類のうち、アルドリソが 1 検体から 1ppb 検出されたが、エンドリソおよびディルドリソはいずれも検出されなかった。

クロルデン類のうち、cis-クロルデン、trans-ノナクロルおよび cis-ノナクロルが 12 検体から 1ppb 検出されたが、Trans-クロルデンおよびオキシクロルデンは検出されなかった。

## 5 まとめ

(1) ポリ塩化ビフェニールは 160 検体中 144 検体 (90.0%)、トリブチルスズは 140 検体中 79 検体 (56.4%)、トリフェニルスズは 140 検体中 100 検体 (71.4%) から検出された。

(2) ドリソ類 (3 種類) のうち、アルドリソが 40 検体中 1 検体 (2.5%) から検出された。エンドリソおよびディルドリソは検出されなかった。また、クロルデン類 (5 種類) のうち、cis-クロルデンが 40 検体中 3 検体 (7.5%)、trans-ノナクロルが 40 検体中 5 検体 (12.5%)、cis-ノナクロルが 40 検体中 4 検体 (10%) から検出された。Trans-クロルデンおよびオキシクロルデンは検出されなかった。

(3) 近海性魚介類と遠海性魚介類を比較すると、ポリ塩化ビフェニール及びトリブチルスズの平均値は近海性魚介類のほうが高値を示した。トリフェニルスズの平均値は近海性魚介類と遠海性魚介類とで同じ値を示した。

表 2-7-14 平成 22 年度流通魚介類の実態調査結果 (ND=0、単位 : ppb)

物質名	検体数	検出数	検出率 (%)	検出結果			平成 21 年度			
				最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
ポリ塩化ビフェニール	160	144	90.0	1,300	ND	34	416	ND	33	
トリブチルスズ	140	79	56.4	150	ND	5	45	ND	6	
トリフェニルスズ	140	100	71.4	52	ND	6	120	ND	7	
ドリソ類	アルドリソ	40	1	2.5	1	ND	0.025	ND	ND	-
	エンドリソ	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	ディルドリソ	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
クロルデン類	trans-クロルデン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	cis-クロルデン	40	3	7.5	1	ND	0.075	ND	ND	-
	オキシクロルデン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	trans-ノナクロル	40	5	12.5	1	ND	0.125	ND	ND	-
	cis-ノナクロル	40	4	10	1	ND	0.1	ND	ND	-

表 2-7-15 近海性魚介類及び遠海性魚介類の比較 (ND=0、単位 : ppb)

物質名	分類	検査魚種数	検出魚種数	検出率 (%)	平均検出値
ポリ塩化ビフェニール	全体	104	93	89.4	34
	近海性魚介類	81	72	88.9	41
	遠海性魚介類	23	21	91.3	10
トリブチルスズ	全体	81	40	49.4	5
	近海性魚介類	60	32	53.3	6
	遠海性魚介類	21	8	38.1	2
トリフェニルスズ	全体	81	59	72.8	6
	近海性魚介類	60	43	71.7	6
	遠海性魚介類	21	16	76.2	6

表 2-7-16 流通魚介類のPCB検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	20	ND	10	近	ジンドウイカ	1	1		1	近
アオハタ	1	2		2	近	スケトウダラ	1	ND		—	遠
アオメエソ	1	7		7	遠	スズキ	23	1300	27	199.5	近
アオリイカ	1	ND		—	近	スルメイカ	1	2		2	遠
アカアマダイ	1	2		2	近	タカベ	1	8		8	近
アカイサキ	1	ND		—	近	タチウオ	1	6		6	近
アカガイ	2	2	ND	1	近	チカ	1	1		1	近
アカカマス	3	12	7	9.3	近	チダイ	1	1		1	近
アカザエビ	1	1		1	近	トクビレ	1	5		5	近
アカヤガラ	1	1		1	近	トビウオ	1	1		1	遠
アサバガレイ	1	2		2	遠	トリガイ	1	1		1	近
アサリ	2	5	ND	2.5	近	ニシン	1	4		4	遠
アンコウ	1	ND		—	近	ハチジョウアカムツ	1	1		1	近
イサキ	1	3		3	近	ハマグリ	2	1	1	1	近
イシガキダイ	1	15		15	近	ハマダイ	2	1	1	1	近
イソシジミ	1	4		4	近	ヒメダイ	1	1		1	近
イトヨリダイ	2	3	ND	1.5	近	ヒラマサ	1	5		5	近
イボダイ	1	24		24	近	ヒラメ	1	3		3	遠
イワガキ	1	5		5	近	ブドウイカ	1	8		8	近
ウスメバル	1	1		1	近	ブリ	2	28	14	21	近
ウバガイ	1	ND		—	近	ホウボウ	2	8	2	5	近
エゾイソアイナメ	1	ND		—	近	ホタテガイ	1	ND		—	近
エゾバイ	1	1		1	近	ホッケ	2	3	2	2.5	遠
エゾボラ	1	1		1	近	ボラ	1	75		75	近
エッチュウバイ	1	1		1	近	ホンピノスガイ	1	4		4	近
オオモンハタ	1	1		1	近	マアジ	3	6	2	4	近
オキメダイ	1	2		2	近	マイワシ	4	11	2	6	遠
カサゴ	2	1	1	1	近	マガキ	1	6		6	近
カタクチイワシ	1	16		16	近	マカジキ	2	51	11	31	遠
カツオ	2	2	ND	1	遠	マコガレイ	1	1		1	遠
カラスガレイ	1	15		15	遠	マゴチ	1	5		5	近
カラフトマス	1	4		4	遠	マサバ	3	18	7	10.7	遠
カワハギ	2	2	1	1.5	近	マダイ	2	5	4	4.5	近
カンパチ	1	22		22	近	マダコ	1	4		4	近
キダイ	1	1		1	近	マダラ	1	1		1	遠
キピナゴ	1	2		2	近	マテガイ	1	1		1	近
キンメダイ	3	17	3	10.7	近	マトウダイ	1	ND		—	近
クロウシノシタ	1	12		12	近	マナマコ	1	4		4	近
クロソイ	1	1		1	近	マハタ	1	5		5	近
クロダイ	2	10	5	7.5	近	マボヤ	1	1		1	近
クロマグロ	4	72	4	44.5	遠	ミズダコ	1	ND		—	近
クロムツ	1	4		4	近	ミンククジラ	1	ND		—	遠
コイ	1	2		2	近	ムラサキイガイ	1	5		5	近
コショウダイ	1	3		3	近	メイタガレイ	1	1		1	遠
コノシロ	1	8		8	近	メジナ	2	10	4	7	近
ゴマサバ	1	2		2	遠	メダイ	1	2		2	近
サケ	2	2	2	2	遠	メバチマグロ	1	3		3	遠
サヨリ	1	4		4	近	メバル	1	2		2	近
サワラ	3	12	12	12	近	モエギイガイ	1	ND		—	近
サンマ	2	5	4	4.5	遠	ヤマトシジミ	1	8		8	近
シシャモ	1	2		2	近	ヤリイカ	1	1		1	近
シバエビ	1	2		2	近						
シログチ	1	17		17	近	総計	160	1300	ND	34	

表 2-7-17 流通魚介類のTBT検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	1	ND		—	近	スルメイカ	1	ND		—	遠
アオリイカ	1	ND		—	近	ソコイトヨリ	1	2		2	近
アカイカ	1	3		3	遠	タイヘイヨウサケ	1	ND		—	遠
アカガイ	1	2		2	近	タイラギ	1	1		1	近
アカカマス	2	9	2	5.5	近	タカベ	1	ND		—	近
アカシタビラメ	1	1		1	遠	タチウオ	2	12	8	10	近
アカムツ	1	ND		—	近	トビウオ	1	1		1	遠
アサリ	3	8	2	4.3	近	トヤマエビ	1	24		24	近
アユ	1	ND		—	近	ニジマス	1	1		1	近
イサキ	1	ND		—	近	バナナエビ	1	ND		—	近
イボダイ	1	ND		—	近	バナメイエビ	3	ND		—	近
イワガキ	1	5		5	近	ハマグリ	2	1	ND	0.5	近
イワナ	1	ND		—	近	ハマダイ	1	ND		—	近
ウシエビ	2	ND		—	近	ヒラマサ	2	1	ND	0.5	近
ウスメバル	1	2		2	近	ヒラメ	3	ND		—	遠
ウナギ	2	ND		—	近	ピンナガマグロ	2	ND		—	遠
ウバガイ	1	6		6	近	フクトコブシ	2	ND		—	近
ウマヅラハギ	1	2		2	近	ブリ	3	2	ND	0.7	近
エゾアワビ	1	ND		—	近	ホウボウ	1	ND		—	近
カサゴ	1	ND		—	近	ホタテガイ	4	7	3	6	近
カツオ	1	ND		—	遠	ホッコクアカエビ	1	2		2	近
カワハギ	1	22		22	近	マアジ	2	ND		—	近
カンパチ	1	5		5	近	マアナゴ	2	15	ND	7.5	近
キチジ	1	ND		—	遠	マイワシ	1	1		—	近
キンメダイ	2	ND		—	近	マガキ	4	39	2	12	近
クエ	1	4		4	近	マガレイ	1	ND		—	遠
クルマエビ	2	ND		—	近	マコガレイ	1	ND		—	遠
クロアワビ	1	ND		—	近	マサバ	2	25	4	14.5	遠
クロガシラガレイ	1	1		1	遠	マスノスケ	1	ND		—	近
クロダイ	1	3		3	近	マダイ	3	10	1	3.7	近
クロマグロ	5	10	ND	5.2	遠	マダコ	1	ND		—	近
クロムツ	1	ND		—	近	マダラ	1	ND		—	遠
ゴマサバ	1	1		1	遠	マハタ	1	6		6	近
サザエ	1	ND		—	近	ミナミマグロ	1	1		1	遠
サヨリ	1	2		2	近	メイタガレイ	1	ND		—	遠
サワラ	2	4	3	3.5	近	メダイ	1	ND		—	近
サンマ	1	ND		—	遠	メバチマグロ	2	ND		—	遠
シマアジ	2	2	2	2	近	メバル	1	ND		—	近
シロギス	1	1		1	近	モロトゲアカエビ	1	2		2	近
シロサケ	2	ND		—	遠	ヤリイカ	1	ND		—	近
スズキ	23	150	1	16.3	近	合計	140	150	ND	5	

表 2-7-18 流通魚介類のT P T検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	1	9		9	近	スルメイカ	1	1		1	遠
アオリイカ	1	5		5	近	ソコイトヨリ	1	10		10	近
アカイカ	1	ND		—	遠	タイヘイヨウサケ	1	ND		—	遠
アカガイ	1	ND		—	近	タイラギ	1	ND		—	近
アカカマス	2	14		14	近	タカベ	1	ND		—	近
アカシタピラメ	1	9		9	遠	タチウオ	2	16	10	13	近
アカムツ	1	19		19	近	トビウオ	1	2		2	遠
アサリ	3	1	ND	0.3	近	トヤマエビ	1	8		8	近
アユ	1	ND		—	近	ニジマス	1	ND		—	近
イサキ	1	6		6	近	バナナエビ	1	ND		—	近
イボダイ	1	9		9	近	バナメイエビ	3	ND		—	近
イワガキ	1	ND		—	近	ハマグリ	2	26	18	22	近
イワナ	1	ND		—	近	ハマダイ	1	5		5	近
ウシエビ	2	16	10	13	近	ヒラマサ	2	24	11	17.5	近
ウスメバル	1	6		6	近	ヒラメ	3	10	3	5.3	遠
ウナギ	2	ND		—	近	ピンナガマグロ	2	3	ND	1.5	遠
ウバガイ	1	ND		—	近	フクトコブシ	2	49	26	37.5	近
ウマヅラハギ	1	1		1	近	ブリ	3	27	7	16	近
エゾアワビ	1	2		2	近	ホウボウ	1	1		1	近
カサゴ	1	8		8	近	ホタテガイ	4	1	ND	0.3	近
カツオ	1	1		1	遠	ホッコクアカエビ	1	5		5	近
カワハギ	1	ND		—	近	マアジ	2	6	3	4.5	近
カンパチ	1	11		11	近	マアナゴ	2	15	3	9	近
キチジ	1	2		2	遠	マイワシ	1	3		3	近
キンメダイ	2	18	13	15.5	近	マガキ	4	2	ND	0.5	近
クエ	1	3		3	近	マガレイ	1	ND		—	遠
クルマエビ	2	ND		—	近	マコガレイ	1	2		2	遠
クロアワビ	1	2		2	近	マサバ	2	23	9	16	遠
クロガシラガレイ	1	4		4	遠	マスノスケ	1	ND		—	近
クロダイ	1	10		10	近	マダイ	3	4	ND	1.3	近
クロマグロ	5	52	2	16.4	遠	マダコ	1	ND		—	近
クロムツ	1	46		46	近	マダラ	1	4		4	遠
ゴマサバ	1	7		7	遠	マハタ	1	ND		—	近
サザエ	1	ND		—	近	ミナミマグロ	1	ND		—	遠
サヨリ	1	3		3	近	メイトガレイ	1	2		2	遠
サワラ	2	20	10	15	近	メダイ	1	4		4	近
サンマ	1	2		2	遠	メバチマグロ	2	7	3	5	遠
シマアジ	2	2	ND	1	近	メバル	1	5		5	近
シロギス	1	6		6	近	モロトグアカエビ	1	8		8	近
シロサケ	2	ND		—	遠	ヤリイカ	1	ND		—	近
スズキ	23	7	2	3.9	近	合計	140	52	ND	6	

表 2-7-19 流通魚介類のドリン類検出結果 (ND=0、単位：ppb)

No.	魚名	検体	アルドリン	エンドリン	ディルドリン	分類
1	アオハタ	1	ND	ND	ND	近
2	アオメエソ	1	ND	ND	ND	遠
3	アカガイ	1	1	ND	ND	近
4	イワガキ	1	ND	ND	ND	近
5	エゾバイ	1	ND	ND	ND	近
6	カサゴ	1	ND	ND	ND	近
7	カラフトマス	1	ND	ND	ND	遠
8	コノシロ	1	ND	ND	ND	近
9	ゴマサバ	1	ND	ND	ND	遠
10	サヨリ	1	ND	ND	ND	近
11	サワラ	1	ND	ND	ND	近
12	スズキ	21	ND	ND	ND	近
13	チカ	1	ND	ND	ND	近
14	ハマグリ	1	ND	ND	ND	近
15	ハマダイ	1	ND	ND	ND	近
16	ホッケ	2	ND	ND	ND	遠
18	ボラ	1	ND	ND	ND	近
19	マダコ	1	ND	ND	ND	近
20	マボヤ	1	ND	ND	ND	近
総計		40	0.025	ND	ND	

表 2-7-20 流通魚介類のクロルデン類検出結果

(ND=0、単位：ppb)

No.	魚名	検体	検査結果															分類
			t-クロルデン			c-クロルデン			オキシクロルデン			t-ノナクロル			c-ノナクロル			
			最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	
1	アオハタ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
2	アオメエソ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
3	アカガイ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
4	イワガキ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
5	エゾバイ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
6	カサゴ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
7	カラフトマス	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
8	コノシロ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
9	ゴマサバ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
10	サヨリ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
11	サワラ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
12	スズキ	21	ND	ND	—	1	ND	0.09	ND	ND	—	1	ND	0.24	1	ND	0.19	近
13	チカ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
14	ハマグリ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
15	ハマダイ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
16	ホッケ	2	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
18	ボラ	1	ND	ND	—	1	—	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
19	マダコ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
20	マボヤ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
総計		40	ND	ND	—	1	ND	0.075	ND	ND	—	1	ND	0.125	1	ND	0.1	

**第6 汚染米調査**

カドミウム、農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・工場）で米穀を採取し、カドミウム、農薬等の含有量検査を実施している。玄米のカドミウム濃度の安全基準は、食品衛生法上は1.0ppm未満となっているが、東京都では農林水産省総合食料局長通知に基づき、0.4ppm以上のカドミウムを検出した場合、当該都内在庫米の流通停止措置並びに産地県に対する土壌・水質検査及び土壌改良対策等の措置を要請し、汚染米流通の未然防止を図っている。

**1 分析対象品目**

都内搬入米穀

**2 商品の採取先**

都内の卸問屋

**3 分析機関**

健康安全研究センター

**6 検査結果（表 2-7-24）**

185 検体についてカドミウム濃度を検査した結果、食品衛生法に違反するものはなかった。

なお、農薬 20 検体についても検査した結果、6 検体から検出されたが、基準値未満だった。

表 2-7-24

項目	カドミウム	農薬
総検体数 (205 検体)	185 検体	20 体
検出検体数	169 (ND=16)	6
基準値超過 検体数	0	0
最高値～ 最低値 (ppm)	0.29～ND	3.00～0

ND は、検出下限値 (0.01ppm) 未満のもの。

農薬の検査項目：50 項目

有機塩素系農薬 3 項目、有機リン系農薬 25 項目、  
カーバメイト系農薬 10 項目、その他の農薬 12 項目

## 第8節 JAS法及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりを見せている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。以後、食品衛生法関係各部署との連携の下、事業者に対するJAS法に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれている。健康増進法に基づく食品の表示についても、制度の普及啓発とともに、食品衛生法関係各部署等と連携を図りながら相談指導等を実施している。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

### 第1 JAS法等に基づく表示の適正化

消費者の商品選択に資するため、JAS法に基づく品質表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びフルーツの4品目については、JAS法に基づく品質基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や立入調査を行っている。

#### 1 指導・相談（表2-8-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

表2-8-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	3,542件
指示・文書指導	2件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成22年度は1,940店舗を調査し、20件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-8-2）。また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表 2-8-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	13回
消費生活調査員研修会	1回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-8-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-8-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表 2-8-3

回数(年月日)	会場	登録者数※
第1回(22年7月21日)	都庁大会議場	350人
第2回(23年1月28日)	都庁大会議場	303人
計		653人

※登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) 米トレーサビリティ制度について
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表 2-8-4

実施年月日	会場	受講者数
22年10月18日	なかのZERO大ホール	409人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示はJAS法に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、JAS法に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導（表2-8-5）

表示されていた品種と中身が不一致であった16件



の袋詰精米のうち、都城業者については、立入調査等を実施し、口頭指導及び文書指導を行った。

また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-8-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200件	184件	16件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

## 2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物（生鮮食品）については、JAS法に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

### (1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

### (2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート等）及びインターネット販売からの購入

### (3) 分析機関

民間検査機関

### (4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

### (5) 判定結果（表 2-8-6）

50件中2件は「黒毛和種である確率は低い」という判定結果であり、1件は「黒毛和種である確率は極めて低い」という判定結果であった。この3件は、広域事業者であったため、農林水産省に対して情報提供を行った。このうち1件は、近畿農政局が、牛トレーサビリティ法に基づく勧告・公表を行なった。

また、その他47件は「黒毛和種である確率が高い」という判定結果であった。

表 2-8-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50件	47件	3件

### 第3 遺伝子組換え食品の表示検証

JAS法に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

#### 1 分析対象品目

大豆、とうもろこしの加工品 79 検体

#### 2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

#### 3 分析機関

健康安全研究センター

#### 4 分析方法

JAS分析試験ハンドブック遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※<sub>1</sub>に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※<sub>1</sub> 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。

定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

#### 5 検査結果（表 2-8-7）

(1) 分析対象の 79 検体のうち、13 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、いずれも 5%以下の含有量であり、5%を超える検体はなかった。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した 13 検体中 1 検体の都城業者については、分別流通生産管理（IPハンドリング）※<sub>2</sub>の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

また、広域業者については、農林水産省に対して情報提供を行った。

※<sub>2</sub> 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

\* 遺伝子組換え原料の混入率が 5%以下の場合、IPハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入として、JAS法上は「遺伝子組換え」に関する表示をしなくてもよいとされている。

表 2-8-7

(平成 22 年度)

対象品目		検体数	検査結果				
			検出せず	5%以下の検出	5%を超える検出	検査不能*	
農産物	大豆(JAS 対象外)	57	55	2			
	とうもろこし	13	11	2			
	農産物合計	70	66	4	0	0	
加工品	大豆加工品	きな粉	3	3			
		大豆水煮	5	5			
		豆腐	12	8	4		
		凍り豆腐	3	1	2		
		豆乳類	3	3			
		煮豆	2	2			
		おから	1	1			
		その他の大豆加工品	11	9	2		
		小計	40	32	8	0	0
	とうもろこし加工品	コーンフラワー(JAS 対象外)	4	1	3		
		コーングリッツ(JAS 対象外)	4	1	2		1
		スイートコーン	13	13			
		ヤングコーン	1	1			
		菓子	8	6	2		
		ポップコーン	3	3			
		スープ	4	4			
		コーンスターチ	1	1			
		その他とうもろこし加工品	9	7	3		
	小計	39	37	10	0	1	
加工品合計		79	69	16	0	1	
		79	135	22	0	1	

\* 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 健康増進法に基づく表示の適正化

健康増進法に基づく表示に関する規定として、栄養表示基準と特別用途食品制度がある。

栄養表示基準は食品の栄養成分に関する適切な情報を広く提供することにより、食を通じた健康づくりを推進することを目的に導入された制度で、一般の消費者に販売される加工食品等に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。栄養表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従って、その栄養成分について機能の表示をしている「栄養機能食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品衛生法においては、栄養機能食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

1 相談指導等

栄養表示基準等について、パンフレット「食品に栄養表示するときは……」（改訂第7版）やホームページ等により、制度の普及啓発を図るとともに制度の適正な活用のための相談指導等を保健所等で行っている。

また、健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関しても、ホームページ等により情報提供を行うとともに、広告の適正化に向け営業者に対する相談指導等を保健所等で行っている。

平成22年度の相談件数は、396件であった（健康安全課及び都保健所における実施件数。区部及び八王子市は含まない。）。

2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

営業者に対し申請に係る相談指導を行うとともに内閣総理大臣への許可申請の経由事務を行っている。許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

3 表示検査

制度の適正な普及、表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品の成分及び表示について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

(1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設

(3) 検査項目

- ア 表示内容検査
- イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

- ア 表示内容検査 都保健所
- イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-8-5のとおりであった。55品目について検査を行ったところ、表示内容検査では13品目に健康増進法上の不適正表示が発見され、栄養成分検査では不適正表示は4件であった。不適正表示については表示責任者である製造者等を所管する自治体あて通報、指導依頼を行った。

表 2-8-5 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成22年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正※		
			合 計	表示内容	栄養成分 分析結果
特別用途食品	4	0	0	0	0
栄養表示食品	51	42	13	11	4

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

## 第9節 食品衛生自主管理認証制度

### 第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証する施設が増えることにより、食品営業施設等全体の衛生管理水準を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を申請できる施設は、都内にある食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。また、食品衛生法に基づく許可を受けた施設であって、都内流通食品を製造する施設は、都域外であっても対象である。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークや認証取得シールにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

### 第2 平成22年度の主な取組

#### (1) 制度の普及

ア 認証取得を促進するため、認証区分を22区分から7区分に整理統合した（平成23年4月1日施行）。

イ 食品事業者及び関係団体等への説明会及び講習会を実施した。また、食品業界の事業者が集う催事に出展し、普及啓発を行った。（40回）。

ウ 行政、業界団体が発行している機関誌及び情報誌への掲載を行ったほか、リーフレットの作成・配布により制度の周知を図った。

エ ホームページのリニューアルを行い、認証施設紹介ページの充実を図った。

#### (2) 対象施設向けセミナーの開催（表2-9-1）

対象施設の事業者向けに、同制度の概要、マニュアル作成等についてのセミナーを開催した。

表2-9-1 (平成22年度)

	開催回数	参加者数
マニュアル作成セミナー	5回	116人

#### (3) 認証施設の公表（表2-9-2）

指定審査事業者から新たに報告のあった14施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。平成22年度末の公表施設は278施設となった。

表2-9-2 (平成22年度末)

認証の対象施設	公表施設数
集団給食施設 (飲食店営業及び届出施設)	75
飲食店営業 (ホテル・結婚式場等の大量調理施設)	7
飲食店営業 (一般)	9
飲食店営業 (すし、そば)	10
豆腐製造施設	18
弁当・そうざい製造施設	26
菓子製造施設	42
食品販売施設	91
合計	278

#### (4) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導、勧告等を実施した。

## 第10節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

### 第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

### 第2 平成22年度の自主回収情報の公表

平成22年4月から平成23年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において99件の自主回収情報の公表を行った(表2-10)。

表2-10 自主回収情報の内訳

(平成22年4月～平成23年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	99	22	20	22	16	19
魚介類	8	1	1	1	4	1
冷凍食品	0					
肉・卵類	7	1	2	1		3
乳類	9	5	3	1		
農産物	11				4	7
菓子類	28	4	6	9	3	4
飲料	5	1	3			1
器具類	1					1
その他*	32	10	5	10	5	2

\*缶詰、調味料、そうざい、レトルト食品など

## 第11節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。特に、平成22年度は、食肉の生食による食中毒防止のための一般消費者向け普及啓発を重点的に実施した。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

### 第1 食肉の生食による食中毒防止のための普及啓発

平成21年9月の東京都食品安全情報評価委員会からの報告「食肉の生食による食中毒防止のための効果的な普及啓発の検討」を受け、食肉の生食による食中毒防止のための普及啓発を重点的に実施した。

#### 1 動画の作成・放映

若い世代をターゲットにした食肉の生食の危険を訴える動画を作成し、都内映画館（15ヶ所）、電車内（2路線、各7日間）及び都内大型スクリーン等で放映した。

#### 2 紙媒体の普及啓発資料の作成・発行

効果的な普及啓発を図るため、対象者を絞った学生向けコピー紙裏面広告やリーフレットを作成・配布するとともに、広報東京都等の広報誌に普及啓発記事を掲載した。作成したリーフレット等は以下のとおりである。

名 称	発行部数
コピー紙裏面広告（タダコピ）	30,000*
リーフレット 小計	34,000
生肉料理をさいきん食べたそこのあなた！	20,000
あなたのお店の食中毒危険度チェック	14,000
ちょっと待って！お肉の生食（平成21年度製作・発行）	—
正しく知ろう！生肉の取扱い（平成21年度製作・発行）	—
計	64,000

※ 都内12大学16キャンパスで実施

**第2 食の安全に関する相談（単位：件数）**

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

内容	処理の内容		合計
	電話	窓口	
営業許可	13,613	15,557	29,170
表示	1,907	1,071	2,978
規格・基準	974	565	1,539
食中毒	1,810	984	2,794
残留農薬	488	233	721
輸入食品	756	466	1,222
添加物	462	307	769
新規開発食品	42	32	74
食用の可・不可に関する疑義	1,161	502	1,663
マスコミ報道に関する事項	796	256	1,052
その他 <sup>註2</sup>	5117	4,477	9,594
合計	27,126	24,450	51,576

注1 食品衛生業務報告書に記載した事例を除く。

2 「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者関係
- ・調理師免許・製菓衛生師免許関係
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店関係
- ・食品の異物混入・苦情関係
- ・BSE 検査 等

**第3 衛生展、街頭相談等の開催**

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	7	4,577
食品衛生街頭相談	7	2,446
計	14	7,023



## 第4 情報誌及びその他の普及啓発資料等の製作、発行

実施主体：健康安全課、食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	16	107,000
米トレサビリティ法について (リーフレット)	1	25,000
米トレサビリティ法の概要(パンフレット)	1	500
米トレサビリティ法の概要(パンフレット)	1	500
東京都食品衛生自主管理認証制度(パンフレット)	1	15,000
食品関係営業許可申請の手引き (リーフレット)	1	4,900
臨時出店者が出店する場合には・・・(リーフレット)	1	1,500
行事において臨時営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	1,200
包装食品のみを販売する営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	900
自動車関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	700
移動・行商関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	900
給食の供給を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	1,400
食中毒予防ポスター	1	7,000
生肉料理をさいきん食べたそこのあなた！ (リーフレット) ※	1	20,000
あなたのお店の食中毒危険度チェック (リーフレット) ※	1	14,000
健康食品ウソ？ホント？ (パンフレット)	1	10,000
健康食品取扱マニュアル第6版	1	3,500
思ったとおりの効果あり？知らなきゃ！健康食品のこと (DVD)	1	1,000
情報誌等 (都保健所)	46	111,751
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	35	19,440
計	82	239,191

※ 食肉の生食による食中毒防止のための普及啓発資料 (再掲)

## 第5 食品衛生講習会

## 1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係営業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

		都保健所		都その他 <sup>注4</sup>		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	70	3,263	249	3,812	319	7,075	
営業者	合計	382	16,984	195	6,233	577	23,217	
	実務講習会 A <sup>注1</sup>	許可更新	0	0	0	0	0	0
		業種・業態別	2	382	4	145	6	527
		集団給食	15	1,209	0	0	15	1,209
		責任者	33	4,672	2	121	35	4,793
		その他	9	1,010	0	0	9	1,010
	実務講習会 B <sup>注2</sup>	許可更新	112	2,255	0	0	112	2,255
		業種・業態別	44	1,648	51	2,638	95	4,286
		集団給食	29	1,534	0	0	29	1,534
		責任者	18	438	0	0	18	438
その他		92	2,926	7	117	99	3,043	
	その他 <sup>注3</sup>	28	910	131	3,212	159	4,122	

注1 2時間講習 食品衛生責任者対象  
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象  
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等  
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

2 その他の講習会等

(1) 輸入食品関係事業者講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係事業者を対象とした「輸入食品関係事業者講習会」を年1回開催し、事業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成21年10月28日

場所 都庁第一本庁舎5階大会議場

参加人数 359名

内容 ・輸入事業者の自主管理推進について  
 ・消費者からみた輸入食品の安全性

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成22年12月8日

場所 練馬文化センター

参加人数 915名

内容 ・法令解説  
 ・健康食品に関する行政の動向  
 ・事例検討

(3) なるほど！健康食品早わかり講座

「健康食品」の利用拡大に伴い、独自の使用方法や購入方法による「健康被害」「悪徳商法」などの被害拡大を防ぐことを目的とし、幅広い世代の都民に「健康食品」に関する知識を分かりやすく伝えるため、都内2箇所で開催イベントを開催した。

日時 ①平成23年3月5日

②平成23年3月6日

場所 ①多摩地区(立川)：立川高島屋 1階正面  
 玄関前特設会場

②特別区(秋葉原)：AKIBA SQUARE オープンスペース

内容 ・パネル・放映DVD自由閲覧(健康食品の安全性等の解説)  
 ・タレント(①パンクブーブー、②アジアン)による健康食品に因んだステージ及びクイズ  
 ・神奈川工科大学栄養生命科学科教授 田中平三氏による解説

第8 食の安全都民フォーラム

食の安全に関しては、添加物、農薬、遺伝子組換え食品等、様々な問題について、都民が不安に感じている現状がある。

このような状況を受け、都民や事業者、行政等が、食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。平成19年度からは、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、インタビュー等のグループ活動やメンバー間のディスカッション等、参加者の主体的な取組を通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

平成22年度の開催状況は次のとおりである。

開催回数 <sup>注</sup>	開催日	テーマ	形式	参加者数
第16回	平成22年9月22日	食べものについて、いろいろな情報が入ってくるけれど…～気になる情報の読み方、活かし方を考えます～	基調講演＋パネルディスカッション	165人
第17回	平成23年3月4日	健康食品ウソ？ホント？～誤解していませんか？健康食品～	1 食の安全調査隊活動報告 2 基調講演＋パネルディスカッション	194人

注 平成15年度からの通算回数

## 第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、健康安全課、食品監視課及び保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」を始めとするインターネットでの情報提供を行っている。

### 1 健康安全課のホームページ

健康安全課では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成22年度の閲覧件数は、2,705,583件であった。

平成23年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、栄養成分表示、健康食品ナビ、くすりの救Q箱、東京都医薬品情報、調理師・製菓衛生師等免許関係、印刷物関係等である。

### 2 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成22年度の閲覧件数は、2,319,384件であった。

平成22年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品違反及び苦情等）、食品衛生自主管理認証制度、食の安心パトロール等である。

### 3 保健所等のホームページ

平成22年度は7保健所及び市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は3,216,224件であった。

### 4 メールマガジン

平成16年度より、月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。平成23年3月末の読者数は5,013人である。

## 第8 広報活動

食中毒の発生、違反食品の発見及び一斉監視指導の結果等について新聞、テレビ、ラジオを通じて公表するとともに、その内容をインターネットで公開する等の広報を行った。

## 第12節 その他の事業

## 第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成22年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-12-1のとおりである。

表2-12-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成22年度)

		合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・サルタピア豆		
		袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	
平成21年度		29,029	1,021.6	20,429	654.5	8,600	367.1	0	0	
平成22年度総計		24,103	778.9	21,615	680.7	2,488	98.2	0	0.0	
内訳	平成22年	4月	2,391	80.3	2,181	71.8	210	8.5	0	0.0
		5月	2,764	85.2	2,246	68.3	518	16.9	0	0.0
		6月	1,734	54.2	1,500	46.4	234	7.8	0	0.0
		7月	1,862	59.2	1,652	49.9	210	9.3	0	0.0
		8月	1,776	55.9	1,626	48.8	150	7.1	0	0.0
		9月	1,780	60.0	1,517	50.1	263	9.9	0	0.0
		10月	2,384	76.6	2,264	71.0	120	5.6	0	0.0
		11月	1,932	67.7	1,799	61.7	133	6.0	0	0.0
	12月	2,443	79.4	2,258	71.8	185	7.6	0	0.0	
	平成23年	1月	1,420	45.0	1,309	39.9	111	5.1	0	0.0
		2月	2,243	72.2	2,153	67.7	90	4.5	0	0.0
3月		1,374	43.2	1,110	33.3	264	9.9	0	0.0	

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

## 第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表2-12-2及び表2-12-3に取りまとめた。

## 1 旅館及び宿泊所

表2-12-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成22年度)

		平成22年										平成23年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	0	2	2	1	5	28	21	0	0	0	0	59	
	利用人数	0	0	70	137	10	442	2,197	1,548	0	0	0	0	4,404	
中学校	学校数	2	23	11	0	0	0	0	2	0	0	0	38		
	利用人数	56	2,652	1,768	0	0	0	0	160	0	0	0	4,636		
高等学校	学校数	0	2	1	0	1	2	3	2	2	2	2	17		
	利用人数	0	298	331	0	167	158	140	383	224	169	253	2,123		
養護学校等	学校数	0	3	1	0	0	2	0	0	0	0	0	6		
	利用人数	0	118	9	0	0	26	0	0	0	0	0	153		
合計	学校数	2	28	15	2	2	9	31	25	2	2	2	120		
	利用人数	56	3,068	2,178	137	177	626	2,337	2,091	224	169	253	11,316		

## 2 食事提供施設及び弁当調製所

表2-12-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成22年度)

		平成22年										平成23年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	3	18	7	0	9	73	48	1	0	0	1	160	
	利用人数	0	233	1,180	430	0	958	5,227	3,920	133	0	0	33	12,114	
中学校	学校数	67	188	85	11	0	22	0	3	4	4	14	404		
	利用人数	5,731	23,104	14,235	1,260	0	1,735	0	470	406	531	1,924	49,927		
高等学校	学校数	1	2	3	3	2	11	25	23	12	7	4	95		
	利用人数	528	345	325	148	458	2,326	5,347	4,899	2,751	964	777	19,253		
養護学校等	学校数	0	15	4	1	0	15	23	1	0	0	0	59		
	利用人数	0	614	103	6	0	392	678	40	0	0	0	1,833		
合計	学校数	68	208	110	22	2	57	121	75	17	11	18	718		
	利用人数	6,259	24,296	15,843	1,844	458	5,411	11,252	9,329	3,290	1,495	2,701	83,127		